

# 令和3年度下請契約の適正化等の実態調査結果について

## 1. 調査の目的

帯広市が発注した工事における元請・下請に関する実態を把握するとともに、今後の元請・下請の適正化指導等の改善に活用することを目的に実施するものです。

本調査は、平成9年度以降、概ね2年毎に実施しており、今回は11回目となります。

今回は、従前の「帯広市発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱」の遵守状況などの項目に加え、同日落札数制限方式や週休2日モデル工事についても併せて調査しました。

## 2. 調査の概要

### (1) 調査対象

令和3年4月以降に工事等に着手(令和3年3月契約のゼロ市(国)債工事及び令和2年度契約の2カ年工事を含む。)し、令和3年10月末時点で完成届が提出されたものの中から、工種や金額などのバランスを考慮して、118社を抽出しました。内訳は、元請18社(回答率72.2%)、下請100社(回答率62.0%)となっています。

また、入札制度に関するアンケートを、令和3年度に設計・測量業務を受注した業者の中から9社(回答率55.6%)を抽出し、実施しました。

区分	回答業者数	調査業者数	回答率	
元請(工事)	13	18	72.2%	
下請(工事)	62	100	62.0%	
設計・測量※	5	9	55.6%	※入札制度に関するアンケートのみ対象
計	80	127	63.0%	

### (2) 調査方法

郵送による書面調査(無記名式)

### (3) 調査期間

令和3年12月27日から令和4年1月24日まで

### (4) 調査内容

調査項目は、次のA～Kです。

- |                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| A 元請・下請適正化指導要綱の遵守状況について   | H 技術・社会的要素による評価手法について |
| B 賃金について                  | I 同日落札数制限方式について       |
| C 技能労働者への評価手法について         | J 週休2日モデル工事について       |
| D 建設キャリアアップシステム(CCUS)について | K 留意文書及びポスターについて      |
| E 働き方改革への取組について           | L 下請契約に関する要望について      |
| F 工事発注の平準化について            | M 帯広市の入札制度への意見等       |
| G 情報通信技術(ICT)の活用について      |                       |

※上記調査項目は元請A～C、E～J、M、下請A～B、D～G、K～M、設計・測量E、G、I、Mとして設定している。

### (5) 他調査結果との比較

本調査の分析にあたり、参考として、次の調査結果と比較しています。

名称	実施主体	実施時期
下請契約の適正化等の実態調査(前回調査)	帯広市	令和元年12月～令和2年1月
令和3年度下請取引等実態調査	国土交通省	令和3年8～10月

### 3. 調査結果の概要

#### A 元請・下請適正化指導要綱の遵守状況について(元請、下請)

下請金額の決定は、回答のあった全ての元請が下請からの見積書に基づき行っていたほか、殆どの業者で法定福利費が明示された標準見積書を活用しており、実際に法定福利費を含めて契約した割合も増加しているなど、前回よりも改善している状況がみられました。

契約の方法は、建設業法に規定されている書面による契約が、元請・下請ともに8割程度となっており、国の調査結果を上回っていますが、前回よりも下がる結果となりました。

下請代金の支払いまでの期間は、回答のあった全ての元請で30日未満、下請も30日未満の割合が前回より増加していました。

支払方法は、元請・下請ともに7割程度で「現金のみ」となっているほか、すべての下請で労務費相当額を満たしているという結果となり、前回よりも改善している状況がみられました。

なお、手形期間については、下請の1社から、望ましくないとされる「120日を超える」と回答がありましたが、市発注工事の完成時に提出を受けている書類では、そのような事実は確認されませんでした。

退職金共済制度は、前回に引き続き、元請は全て加入済みでしたが、一部下請では、前回同様に未加入の状況がみられました。

下請への指導状況では、前回同様、元請・下請とも「作業の指示」「工事の事故防止」「有資格者の確認」が高くなっています。

#### B 賃金について(元請、下請)

令和3年3月1日の単価改定以降、技能労働者の賃金水準を引き上げた業者は、元請、下請ともに7割程度と前回より減少しており、新型コロナウイルス感染症の流行に起因した先行きの不透明さから、賃金水準の引き上げに踏み切れない状況もあったのではないかと考えられます。

賃金水準の引上げの理由は、元請・下請とも「技能労働者の技能と経験に応じて給与を引き上げ、技能労働者の処遇を改善する必要があると考えたため」の割合が高くなっています。また、賃金水準を引き上げなかった理由は、元請では「既に相場よりも高い水準の賃金を支払っている」、下請では「経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れない」を挙げる割合が高くなっています。

設計労務単価に対する支払いの割合が、「90%未満」となったのは、業者別では元請、下請ともに前回より減少し改善がみられるものの、職種別では元請で前回より減少、下請で微増となりました。

また、市の積算が公共工事設計労務単価に基づいていることを「知らない」業者は、元請でゼロ、下請で1割程度であったほか、現在の労務単価について「知らなかった」業者も元請でゼロ、下請で1割強となっており、前回調査よりも「知らない」割合が若干増加しました。

公共工事設計労務単価での支払いをしていない理由としては、元請、下請とも「技能労働者の技能や経験により賃金・処遇を決めているため」が高い割合を占めています。

#### C 技能労働者への評価手法について(元請)

#### D 建設キャリアアップシステム(CCUS)について(下請)

高い技能を持つ技能労働者を有することの評価手法については、「現状の評価方法でよい」が過半数を占めましたが、「工事格付けにおける加点や上位格付けでの配置要件化」「技能を有する者の配置を要件とする工事の対象拡大」を期待する回答がそれぞれ2割程度ありました。

建設キャリアアップシステムへの登録状況は、「事業者登録をしている」「事業者、技能者ともに登録をしている」が元請・下請ともに過半数となりましたが、「登録するつもりはない」が下請で2割程度あり、「登録するメリットが少ないから」との理由が多くを占めています。

#### E 働き方改革への取組について(元請、下請、設計・測量)

大部分の業者が、時間外労働の上限規制、不合理な待遇差の禁止、年次有給休暇の付与・取得の義務付けについて知っており、対応もされていますが、一部の下請では、「知らなかった」という状況が確認されました。

また、働き方改革を推進していく上での市への要望として、前回同様、余裕のある工期設定や工事成果品の簡素化を求める声などがありました。

#### F 工事発注の平準化について(元請、下請)

元請・下請ともに、「概ね平準化されており、このまま継続してほしい」が3割～4割となり前回より増加しましたが、「早期発注を更に増やしてほしい」「余裕期間制度など柔軟な工期が設定できる制度を導入してほしい」との声も一定数みられました。

#### **G 情報通信技術(ICT)の活用について(元請、下請、設計・測量)**

電子入札については、元請では7割程度、設計・測量では全ての業者が「導入すべき」と前回より大きく増加しましたが、下請では4割程度となっており、操作ミスや経費の面を不安視する声がありました。

#### **H 技術・社会的要素による評価手法について(元請のみ)**

技術・社会的要素の評価手法について、「十分な評価が行われている」が8割程度となりました。一方で、改善が必要と回答した業者からは、総合評価方式における加点や評価項目の見直しを求める声がありました。

#### **I 同日落札数制限方式について(元請、設計・測量)**

さらなる制度の拡大については、「現行の同日落札数制限方式の運用のままでよい」が大部分を占めました。

#### **J 週休2日モデル工事について(元請)**

土木系及び電気設備系工種では、「週休2日モデル工事の対象を拡大させるべき」、建築系工種では「現場閉所が困難であるため、週休2日交代制モデルを導入するべき」が高い割合を占めました。

#### **K 留意文書及びポスターについて(下請のみ)**

元請から留意文書を「配付されていない」とした業者は2割程度、工事現場で周知ポスターが掲示されているのを見ている業者は1割弱となり、いずれも前回より改善している状況がみられました。

### **4. まとめ**

今回の調査では、法定福利費が明示された見積書の提出、法定福利費を含めた下請契約、下請代金の支払い方法(労務費相当額の現金払い、下請代金の請求から支払いまでの期間)等、これまで継続的に調査している事項について、更なる改善が見られた項目もあり、留意文書等による要請の効果があったと考えられます。

一方で、現在の公共工事設計労務単価を知らない業者や、実際に支払われた賃金単価が公共工事設計労務単価を1割以上下回る職種が、前回同様に一定数あることなどから、留意事項文書による要請等の取り組みを継続していく必要があります。

建設業は、若年入職者の減少による担い手不足、長時間労働、製造業と比較した際の低い給与水準など、厳しい環境に置かれています。こうした中、令和元年には、労働環境改善に関連する「新・担い手3法」の改正が行われ、建設業においても正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止や、年次有給休暇の確実な取得など働き方改革への取組が求められているほか、令和6年4月1日より、時間外労働の上限規制が導入されます。すでに多くの事業者が、それぞれの法改正への対応を進めている一方で、依然として、法改正が行われる(行われた)たことを知らない、対応について未定とする業者が一定数いることから、留意事項文書等による対応方法の周知等を粘り強く行う必要があると考えています。

今回の調査は、一部設問において新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けた可能性もありますが、調査結果を踏まえ、留意事項文書等の見直しや適正な賃金水準の周知のほか、工事発注の平準化や週休2日モデル工事の推進、最新労務単価の速やかな反映などに引き続き取り組むとともに、国が進める働き方改革の動きを注視しながら、公共工事の品質の確保や、工事従事者の労働環境の改善に向け必要な施策を講ずるよう努めてまいります。

## 5. 調査結果

### 《 A 元請・下請適正化指導要綱の遵守状況について(元請、下請) 》

#### ■ 下請金額の決定方法

下請契約を締結する際には、下請からの見積書に基づき、元請と下請の双方で十分な協議を行うことが必要です。

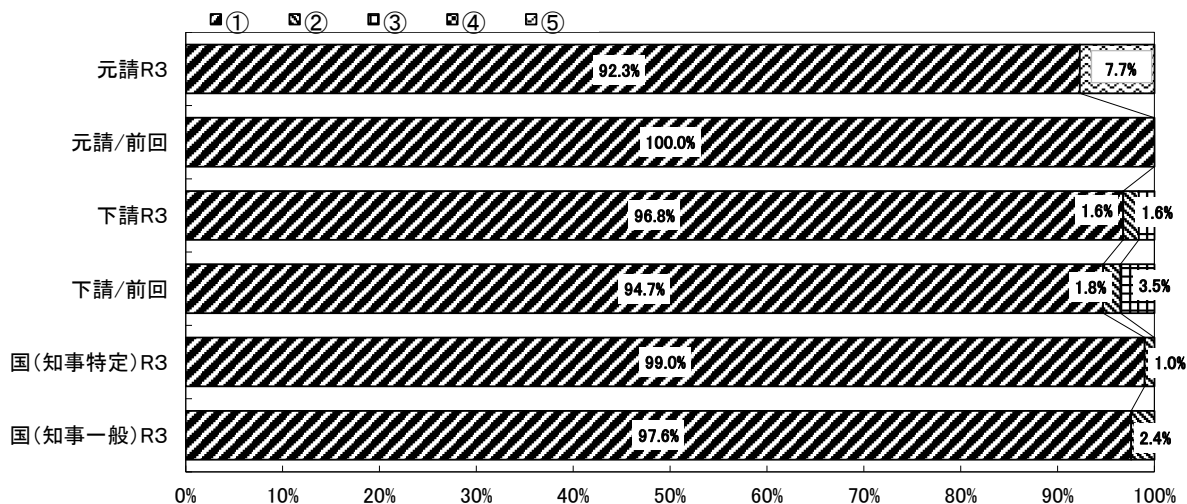
今回の調査では、回答のあった全ての元請で下請から見積書の提出を受けており、適正な方法で下請金額が決定されています。

見積書を提出していないとした下請1社は、三次下請となっています。

なお、集計上、元請と下請の回答で不突合がありますが、アンケートに未回答の事業者がいることによる可能性があります。

#### ◆ 下請金額はどのように決めているか

	元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回		国(知事特定)	国(知事一般)
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
① 見積書の提出有り。元請・下請間で協議した上で決定	12	92.3%	14	100.0%	60	96.8%	54	94.7%	99.0%	97.6%
② 見積書の提出有り。元請・下請間で協議は無く決定					1	1.6%	1	1.8%	1.0%	2.4%
③ 見積書の提出無し。元請・下請間で協議した上で決定					1	1.6%	2	3.5%		
④ 指値発注による決定										
⑤ 無回答	1	7.7%								
合計	13	100%	14	100%	62	100%	57	100%	100%	100%



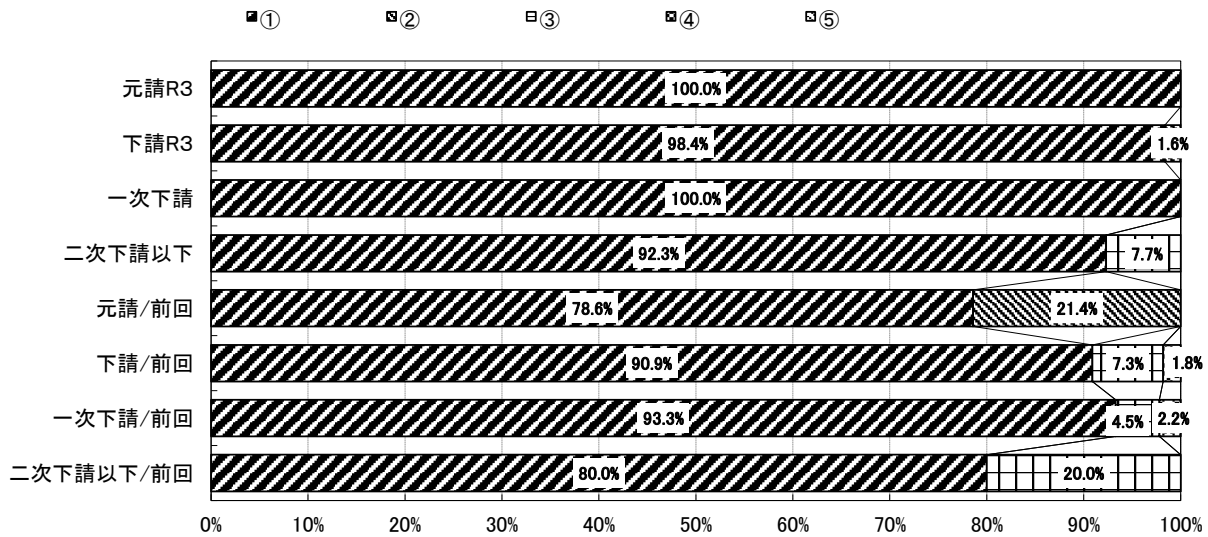
建設産業においては、行政と業界が一体となって社会保険等加入の取り組みを進めており、法定福利費が明示された標準見積書の活用を求めています。

今回の調査では、全ての元請が、全ての下請契約で標準見積書を提出させており、前回(78.6%)よりも21.4ポイント改善しています。下請においても提出した割合は98.4%となり、前回(90.9%)より7.5ポイント改善しており、一次下請で前回(93.3%)より6.7ポイント、二次下請以下で前回(80.0%)より12.3ポイント改善しています。

#### ◆ 法定福利費が明示された見積書(標準見積書)を提出させたか(下請:提出したか)

	元請/R3		下請/R3		一次下請		二次下請以下	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
① 全ての下請契約で提出させた(下請:提出した)	12	100.0%	60	98.4%	48	100.0%	12	92.3%
② 一部の下請契約では提出させた								
③ 全ての下請契約で提出させなかった(下請:提出しなかった)			1	1.6%			1	7.7%
④ その他								
⑤ 無回答								
合計	12	100%	61	100%	48	100%	13	100%

	元請/前回		下請/前回		一次下請/前回		二次下請以下/前回	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
① 全ての下請契約で提出させた(下請:提出した)	11	78.6%	50	90.9%	42	93.3%	8	80.0%
② 一部の下請契約では提出させた	3	21.4%						
③ 全ての下請契約で提出させなかった(下請:提出しなかった)			4	7.3%	2	4.5%	2	20.0%
④ その他								
⑤ 無回答			1	1.8%	1	2.2%		
合計	14	100%	55	100%	45	100%	10	100%

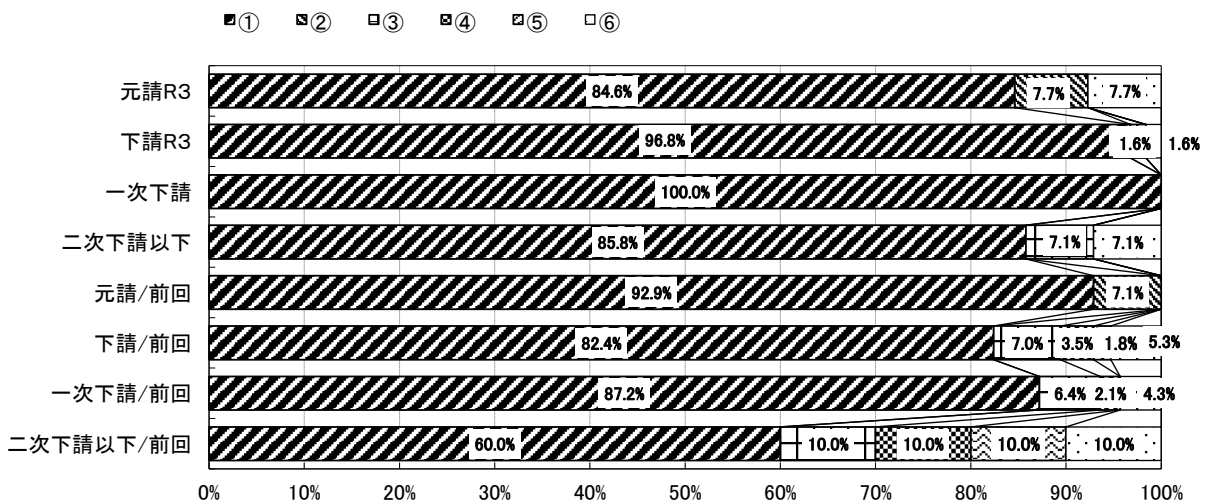


○法定福利費を含めて契約した割合は下請で96.8%となり、前回（82.4%）より14.4ポイント改善しており、標準見積書を提出したと回答した業者全てで法定福利費を含めて契約していました。

◆ 下請金額に法定福利費を含めて契約したか

＜ 元請・下請の回答（択一回答） ＞		元請/R3		下請/R3		一次下請		二次下請以降	
①	全ての下請契約で法定福利費を含めた (下請:法定福利費を含めて契約した)	11	84.6%	60	96.8%	48	100.0%	12	85.8%
②	一部の下請契約では法定福利費を含めた	1	7.7%						
③	全ての下請契約で法定福利費を含めなかった (下請:法定福利費を含めなくて契約した)			1	1.6%			1	7.1%
④	(下請のみ):わからない								
⑤	その他								
⑥	無回答	1	7.7%	1	1.6%			1	7.1%
	合計	13	100%	62	100%	48	100%	14	100%

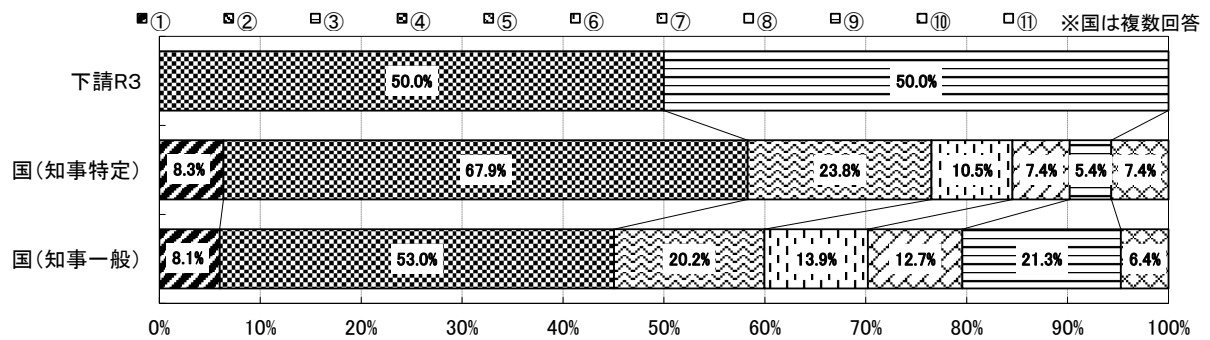
＜ 元請・下請の回答（択一回答） ＞		元請/前回		下請/前回		一次下請/前回		二次下請以降/前回	
①	全ての下請契約で法定福利費を含めた (下請:法定福利費を含めて契約した)	13	92.9%	47	82.4%	41	87.2%	6	60.0%
②	一部の下請契約では法定福利費を含めた	1	7.1%						
③	全ての下請契約で法定福利費を含めなかった (下請:法定福利費を含めなくて契約した)			4	7.0%	3	6.4%	1	10.0%
④	(下請のみ):わからない			2	3.5%	1	2.1%	1	10.0%
⑤	その他			1	1.8%			1	10.0%
⑥	無回答			3	5.3%	2	4.3%	1	10.0%
	合計	14	100%	57	100%	47	100%	10	100%



○法定福利費が明示された見積書を提出しなかったと回答したのは下請2社のみであり、前回（6社）よりも改善していますが、その理由は、「元請負人が提出を求めてこなかったため」及び「そもそも法定福利費が明示された見積書（標準見積書）のことを知らないため」となっています。

◆ 法定福利費が明示された見積書（標準見積書）を提出しなかった理由について（下請のみ）

＜ 下請の回答（択一回答） ＞（※国は複数回答）		下請/R3		国（知事特定）	国（知事一般）
①	受注競争上不利となると考えたため			8.3%	8.1%
②	元請負人との関係で提出できる雰囲気ではなかったため				
③	元請負人から標準見積書を提出しないよう指示を受けたため				
④	元請負人が提出を求めてこなかったため	1	50.0%	67.9%	53.0%
⑤	元請負人が総価しか見ないなど、提出しても意味が無いと考えたため			23.8%	20.2%
⑥	他の下請企業等、同業者が提出していなかったため			10.5%	13.9%
⑦	所属する建設業団体から標準見積書の様式、活用方法等について説明がないため				
⑧	建設業団体に所属していない等、標準見積書の作成方法がわからないため			7.4%	12.7%
⑨	そもそも法定福利費が内訳明示された見積書（標準見積書）のことを知らないため	1	50.0%	5.4%	21.3%
⑩	その他			7.4%	6.4%
⑪	無回答				
	合計	2	100%	-	-



## ■下請契約の方法、使用している契約書・約款

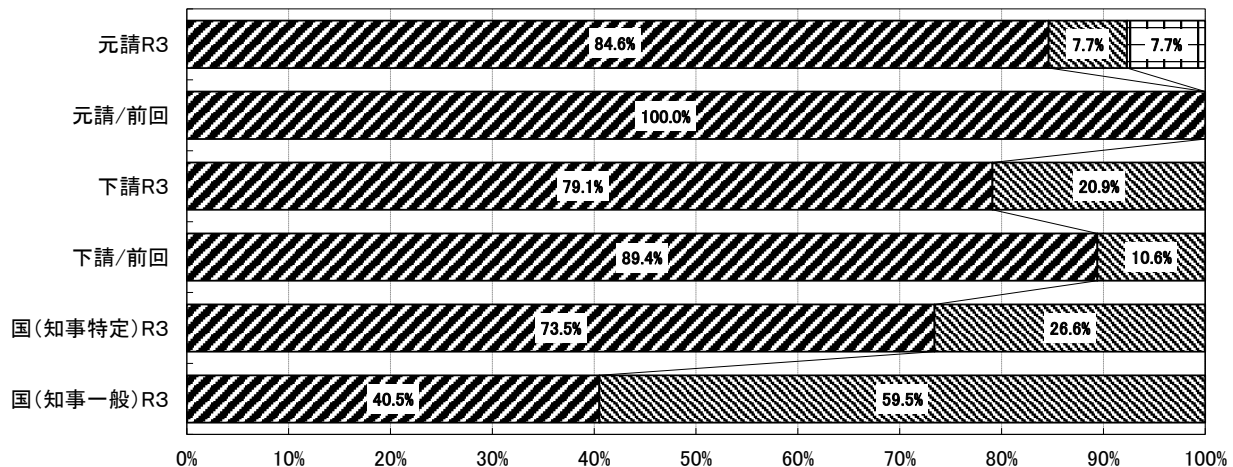
建設工事の請負契約を締結する際には、請負契約書を相互に交付するほか、注文書・請書による場合には基本契約約款を添付する必要があります。

今回の調査では、適正回答となる①～③の割合が、元請で84.6%、下請で79.1%となっています。適正回答の割合は前回より減少しましたが、国の調査結果を上回っています。

### ◆ 下請との契約はどのように行ったか

	< 元請・下請の回答 (択一回答) >	元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回		国	国
										(知事特定)	(知事一般)
適正	① 下請契約書を取り交わした			1	7.1%	8	13.0%	4	7.0%	17.9%	11.9%
	② 基本契約書に基づいた注文書・請書の交換	1	7.7%	1	7.1%	11	17.7%	14	24.6%	25.6%	19.3%
	③ 注文書・請書に基本契約約款を添付又は印刷したものの交換	10	76.9%	12	85.8%	30	48.4%	33	57.8%	30.0%	9.3%
	④ 注文書・請書のみとの交換	1	7.7%			11	17.7%	5	8.8%	22.2%	33.4%
	⑤ 注文書だけを一方的に交付									1.6%	8.5%
	⑥ メモ(メール・FAXを含む)					1	1.6%			2.8%	17.6%
	⑦ 口頭					1	1.6%	1	1.8%		
	⑧ 無回答	1	7.7%								
	合計	13	100%	14	100%	62	100%	57	100%	100%	100%

□適正回答 ①～③    ▨④～⑦    □⑧

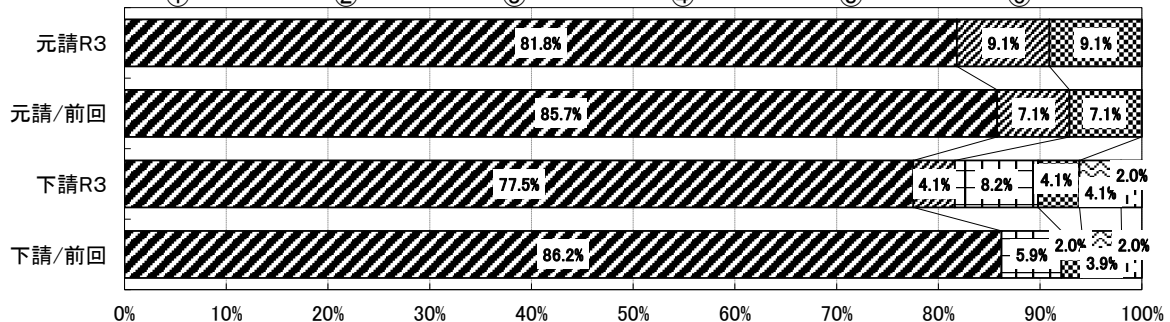


○契約に使用した約款・契約書は、契約に必要な項目を網羅している「全国建設業協会又は国土交通省(中央建設業審議会)が定めている工事下請基本契約約款・基本契約書・建設工事標準下請契約約款」が、元請では81.8%、下請では77.5%となっています。

### ◆ 下請契約の際に使用した契約書・約款はどれか

	< 元請・下請の回答 (択一回答) >	元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回	
①	全国建設業協会又は国土交通省(中央建設業審議会)が定めている工事下請基本契約約款・基本契約書・建設工事標準下請契約約款	9	81.8%	12	85.7%	38	77.5%	44	86.2%
②	その他の建設業者団体が定めている契約約款・基本契約書	1	9.1%	1	7.1%	2	4.1%		
③	他の建設業者が定めた契約約款・基本契約書					4	8.2%	3	5.9%
④	自社で独自に作成した契約約款・基本契約書	1	9.1%	1	7.1%	2	4.1%	1	2.0%
⑤	その他					2	4.1%	2	3.9%
⑥	無回答					1	2.0%	1	2.0%
	合計	11	100%	14	100%	49	100%	51	100%

□①    ▨②    □③    ▨④    ▨⑤    □⑥



## ■ 下請代金の支払状況(前払金について)

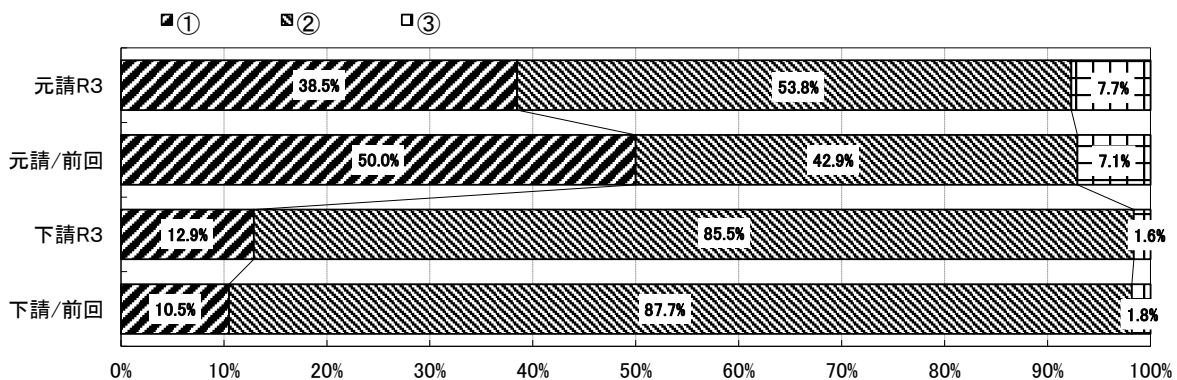
前払金は、工事の出来高がない状態で、資材の購入等の着工準備に必要な資金として、予め支給する(される)代金です。元請は、帯広市から前払金の支払いを受けた際には、下請に対し、工事の着手に必要な費用を現金で前払いするよう、留意事項文書で要請しています。

今回の調査では、「前払金の支払いをした(あった)」は、元請では38.5%、下請では12.9%となり、前回と比べると、元請では11.5ポイント減っています。

なお、元請と下請の間で「前払金の支払いがあった」とした業者の割合が乖離していることについては、同一の元請であっても、前払金の支払いの必要性が低い下請が存在していることや、一次下請と二次下請の間で前払金の支払いがなされていないことが主な要因であると推察されます。

### ◆ 前払金の支払いをしたか(支払いはあったか)

< 元請・下請の回答 (択一回答) >		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回	
①	前払金の支払いをした(支払いはあった)	5	38.5%	7	50.0%	8	12.9%	6	10.5%
②	前払金の支払いをしなかった(支払いはなかった)	7	53.8%	6	42.9%	53	85.5%	50	87.7%
③	無回答	1	7.7%	1	7.1%	1	1.6%	1	1.8%
	合計	13	100%	14	100%	62	100%	57	100%



○ 下請代金総額に対する前払金の占める割合は、元請・下請ともにおおむね20%~80%の範囲となっており、前払金の支払いをしなかった理由は、元請・下請とも、「元請・下請間で協議の結果、初期費用は不要と判断した」が半数を占めているほか、元請では「資材を調達し、下請負人に支給した」が42.9%、下請では「材料費等を立替払いした」が24.5%となっています。

### ◆ 下請代金総額のうち、前払金が占める割合

< 元請・下請の回答 (択一回答) >		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回	
①	10%未満								
②	10%以上20%未満			2	28.6%				
③	20%以上30%未満	1	20.0%						
④	30%以上40%未満					2	25.0%	2	33.2%
⑤	40%以上50%未満	1	20.0%	3	42.9%	2	25.0%	1	16.7%
⑥	50%以上60%未満	1	20.0%	1	14.3%	1	12.5%		
⑦	60%以上70%未満			1	14.3%			1	16.7%
⑧	70%以上80%未満	2	40.0%			2	25.0%	1	16.7%
⑨	80%以上90%未満								
⑩	90%以上100%未満								
⑪	100%					1	12.5%	1	16.7%
⑫	無回答								
	合計	5	100%	7	100%	8	100%	6	100%

### ◆ 前払金の支払いをしなかった理由

< 元請・下請の回答 (択一回答) >		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回	
①	元請負人が資材を調達し、下請負人に支給した	3	42.9%	2	33.3%	6	11.3%	9	18.0%
②	元請・下請間で協議の結果、初期費用は不要と判断されたため	4	57.1%	3	50.0%	33	62.3%	31	62.0%
③	下請負人が材料費等を立替払いした					13	24.5%	10	20.0%
④	その他			1	16.7%				
⑤	無回答					1	1.9%		
	合計	7	100%	6	100%	53	100%	50	100%



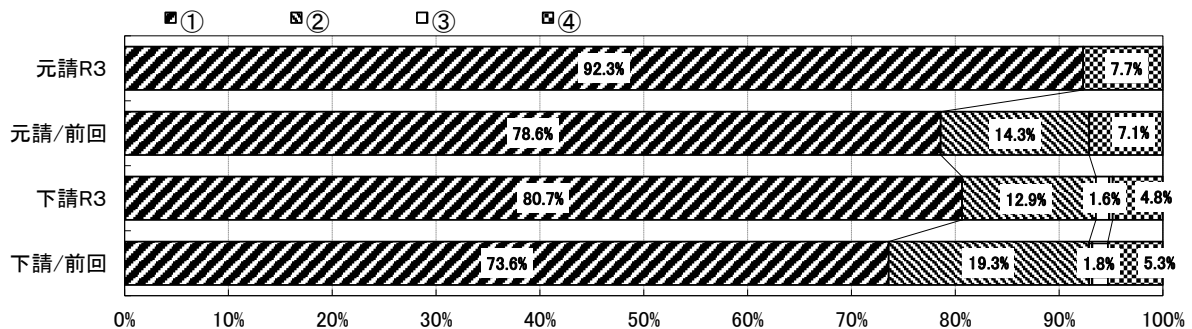
## ■下請代金の支払状況(前払金以外について)

特定建設業者は、下請からの引渡し申出日から起算して50日以内に下請代金を支払わなければなりません。また、全ての業者は発注者から請負代金の出来高払い又は完成払いを受けた時は、その支払いの対象となった工事を施工した下請に対して、相当する下請代金を1カ月以内に支払わなければなりません。

下請代金の支払いまでの期間は、回答のあった全ての元請が30日未満に支払いをしており、下請も30日未満と回答した割合が前回よりも増加していますが、下請の1社が50日以上と回答しています。

### ◆ 下請代金の請求から支払いまでの期間

＜ 元請・下請の回答（択一回答） ＞		元請/R3		特定	一般	元請/前回		下請/R3		下請/前回	
①	30日未満	12	92.3%	3	9	11	78.6%	50	80.7%	42	73.6%
②	30日以上50日未満					2	14.3%	8	12.9%	11	19.3%
③	50日以上							1	1.6%	1	1.8%
④	無回答	1	7.7%	※無回答の為不明		1	7.1%	3	4.8%	3	5.3%
	合計	13	100%	3	9	14	100%	62	100%	57	100%



## ■下請代金の支払方法(現金・手形の別)

下請代金はできるかぎり現金で支払い、特に労務費に相当する額は必ず現金で支払う必要があります。また、手形併用の場合でも現金の比率を高めるとともに、手形期間は90日以内のなるべく短い期間で支払う必要があります。

このうち、特定建設業者は、手形期間が120日を超えるような、一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形で下請代金を支払うことが禁止されています。

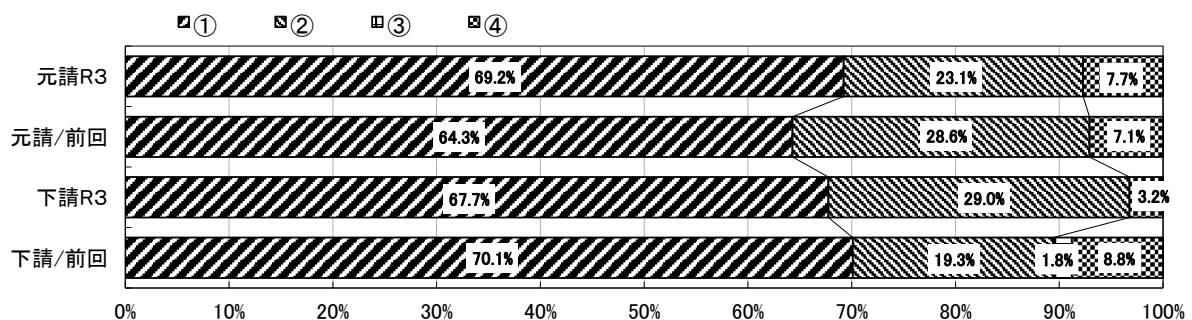
今回の調査では、元請で69.2%、下請で67.7%が「現金のみ」となっています。

○「現金・手形の併用」の場合の現金の割合は、前回よりも減少がみられるものの、元請・下請の全てで「25%超」となったほか、元請・下請の全てで、現金で支払った代金が労務費相当額を満たしていました。なお、「手形のみ」と回答した業者は、今回の調査では確認されませんでした。

○手形期間は、全ての元請で90日以内となりましたが、下請では「90日を超え120日以内」が4社ありました。なお、「120日を超える」との回答が1社ありましたが、工事完成時に提出された書類では、そのような事実は確認されませんでした。

### ◆ 下請代金の現金・手形の別

＜ 元請・下請の回答（択一回答） ＞		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回	
①	現金のみ	9	69.2%	9	64.3%	42	67.7%	40	70.1%
②	現金・手形の併用	3	23.1%	4	28.6%	18	29.0%	11	19.3%
③	手形のみ							1	1.8%
④	無回答	1	7.7%	1	7.1%	2	3.2%	5	8.8%
	合計	13	100%	14	100%	62	100%	57	100%

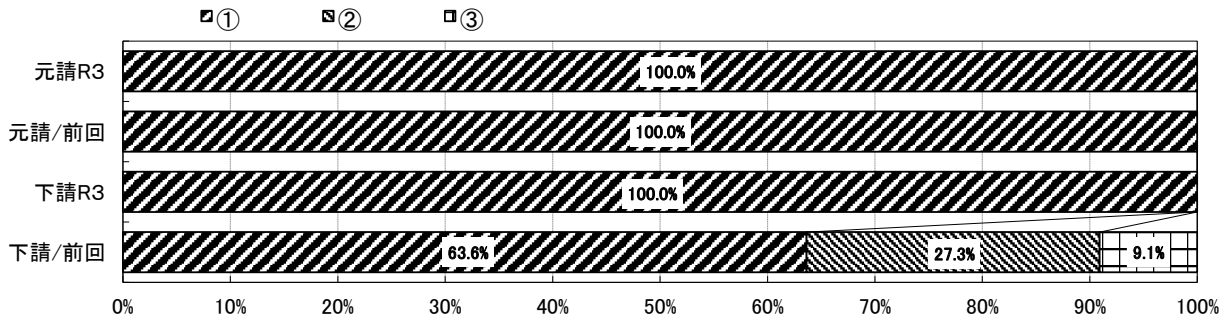


◆ 現金・手形併用の場合の現金の割合

	< 元請・下請の回答 (択一回答) >	元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回	
①	75%を超える			1	25.0%				
②	50%を超え75%以内			2	50.0%	3	16.7%	1	9.1%
③	25%を超え50%以内	3	100.0%	1	25.0%	15	83.3%	9	81.8%
④	25%以内							1	9.1%
⑤	無回答								
	合計	3	100%	4	100%	18	100%	11	100%

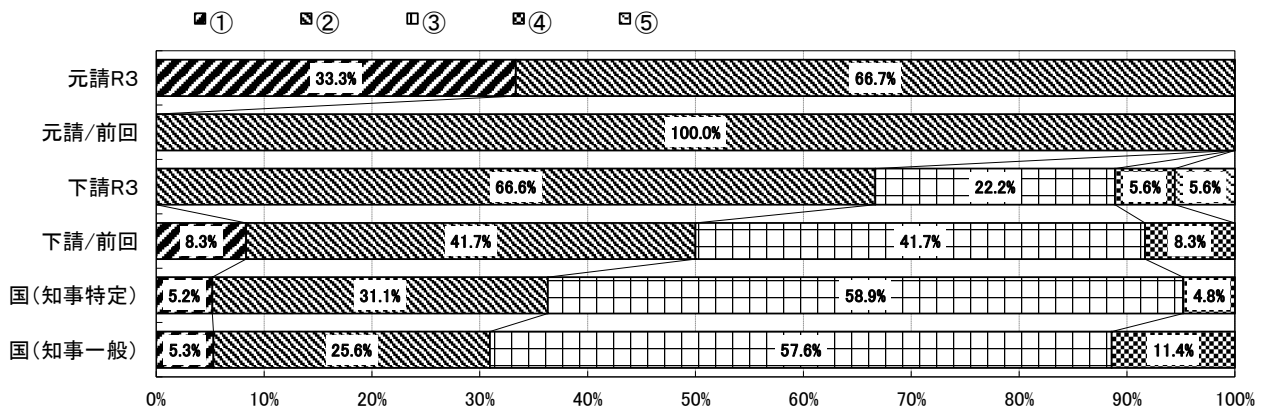
◆ 現金で支払った代金が、労務費相当額を満たしていたか

	< 元請・下請の回答 (択一回答) >	元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回	
①	満たしていた	3	100.0%	4	100.0%	18	100.0%	7	63.6%
②	満たしていなかった							3	27.3%
③	無回答							1	9.1%
	合計	3	100%	4	100%	18	100%	11	100%



◆ 手形期間

	< 元請・下請の回答 (択一回答) >	元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回		国 (知事特定)	国 (知事一般)
①	60日以内	1	33.3%					1	8.3%	5.2%	5.3%
②	60日を超え90日以内	2	66.7%	4	100.0%	12	66.6%	5	41.7%	31.1%	25.6%
③	90日を超え120日以内					4	22.2%	5	41.7%	58.9%	57.6%
④	120日を超える					1	5.6%	1	8.3%	4.8%	11.4%
⑤	無回答					1	5.6%				
	合計	3	100%	4	100%	18	100%	12	100%	100%	100%



## ■退職金共済制度の加入状況

建設労働者の退職金制度確立のため、建設業退職金共済制度（建退共）への加入、及び労働者（下請を含む）への証紙の交付または電子申請による掛金の充当を行うことが推奨されています。また、建設業退職金共済制度の対象とならない事業主については、中小企業退職金共済制度等の退職金制度への加入が推奨されています。

元請は前回同様に、全ての業者が退職金共済制度に加入していましたが、下請では未加入の割合が8.1%となり、前回（3.5%）より割合が増加しています。しかし、未加入と回答したうちの2社は、加入していない理由について、「建設業でないため。」「建退共には該当しないため。」としており、退職金制度への加入状況ではなく、建設業退職金制度への加入状況を回答された可能性があります。

### ◆ 退職金共済制度に加入しているか

＜ 元請・下請の回答（複数回答） ＞		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回	
①	建設業退職金共済制度に加入している	11	91.7%	13	92.8%	36	58.1%	36	63.2%
②	中小企業退職金共済制度に加入している	8	66.7%	3	21.4%	22	35.5%	27	47.4%
③	特定退職金共済制度に加入している	2	16.7%			1	1.6%		
④	その他の退職金共済制度に加入している（自社の退職金支給制度がある場合も含む）	1	8.3%			8	12.9%	4	7.0%
⑤	加入していない					5	8.1%	2	3.5%

### ◆ 退職金共済制度に加入していない理由（下請のみ）

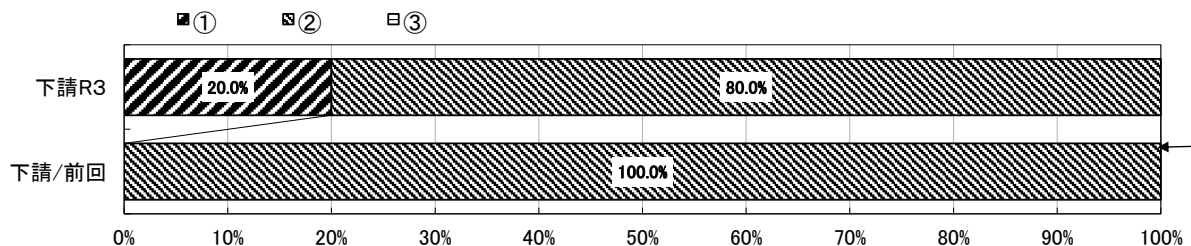
＜ 下請の回答（択一回答） ＞		下請/R3		下請/前回	
①	費用負担・事務負担が大きいため	1	20.0%		
②	その他	4	80.0%	2	100.0%
③	無回答				
	合計	5	100%	2	100%

### ◆ 建退共の制度を知っているか（下請のみ）

＜ 下請の回答（択一回答） ＞		下請/R3		下請/前回	
①	知っていた	2	40.0%	1	50.0%
②	知らなかった	3	60.0%		
③	無回答			1	50.0%
	合計	5	100%	2	100%

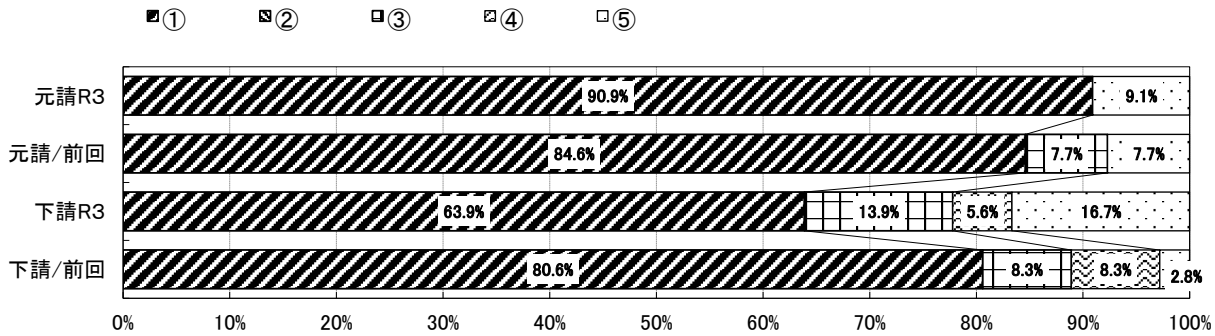
### ② 「その他」の内容【記述回答】

下請	建設業でないため。
	検討している。
	家族経営。
	警備業につき、建退共には該当しないため。



### ◆ 建退共共済証紙の交付状況

＜ 元請・下請の回答（択一回答） ＞		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回	
①	証紙の現物交付をした（下請：交付があった）	10	90.9%	11	84.6%	23	63.9%	29	80.6%
②	電子申請による掛金の充当をした（下請：充当があった）								
③	共済掛金相当額を請負代金に含めた（下請：含まれていた）			1	7.7%	5	13.9%	3	8.3%
④	①②③ともに無し					2	5.6%	3	8.3%
⑤	無回答	1	9.1%	1	7.7%	6	16.7%	1	2.8%
	合計	11	100%	13	100%	36	100%	36	100%



### ■元請が行っている下請への指導内容

元請は、建設労働者の雇用条件の改善等のため、「工事の事故防止」や「雇用通知書の交付」等の取り組みを適正に執行する必要があります。

今回の調査では、元請は「作業の指示」「工事の事故防止」「有資格者の確認」が高くなっており、下請も概ね同様の傾向にあります。

#### ◆元請による指導内容

＜元請・下請の回答（複数回答）＞		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回	
①	作業の指示	12	92.3%	14	100.0%	58	93.5%	53	93.0%
②	工事の事故防止	11	84.6%	13	92.9%	58	93.5%	54	94.7%
③	技術指導	5	38.5%	5	35.7%	19	30.6%	16	28.1%
④	有資格者の確認	12	92.3%	11	78.6%	51	82.3%	48	84.2%
⑤	雇用通知書の交付	2	15.4%	1	7.1%	23	37.1%	13	22.8%
⑥	賃金台帳の整備			1	7.1%	6	9.7%	3	5.3%
⑦	孫請への指導	1	7.7%	2	14.3%	24	38.7%	16	28.1%
⑧	現場での労働時間の短縮や休日の確保	3	23.1%	6	42.9%	20	32.3%	15	26.3%
⑨	社会保険等の加入	8	61.5%	7	50.0%	32	51.6%	28	49.1%
⑩	建設業退職金共済制度への加入	6	46.2%	7	50.0%	28	45.2%	21	36.8%
⑪	その他					1	1.6%		

#### ⑪ 「その他」の内容【記述回答】

下請 安全啓発指導

## ◀ B 賃金について(元請、下請) ▶

### ■賃金の支払いについて

令和3年度の公共工事設計労務単価は、新型コロナウイルスの影響を踏まえた特別措置※の実施により、全国平均で1.2%と小幅ながら9年連続で引き上げられました。帯広市が発注する工事においては、最新の労務単価を適用して積算を行っていますので、請負業者は単価改定の趣旨を踏まえた適切な水準の賃金を支払う必要があります。

※前年度を下回った単価については、前年度単価に据え置き、前年度を上回った単価については、新単価に改定した。  
(約4割超の単価が据え置き)

○令和3年3月1日以降の賃金の支払状況は、「毎月の給与を引き上げた」「不定期の給与を増やした」「毎月の給与・不定期の給与ともに引き上げた」を合わせると、元請で69.3%、下請で75.8%が給与等を引き上げており、前回より、元請で9.3ポイント、下請で4.9ポイント減少しています。

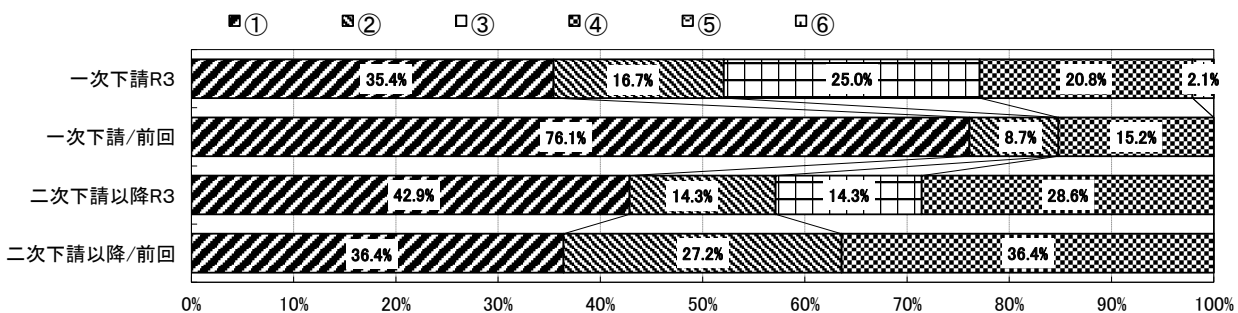
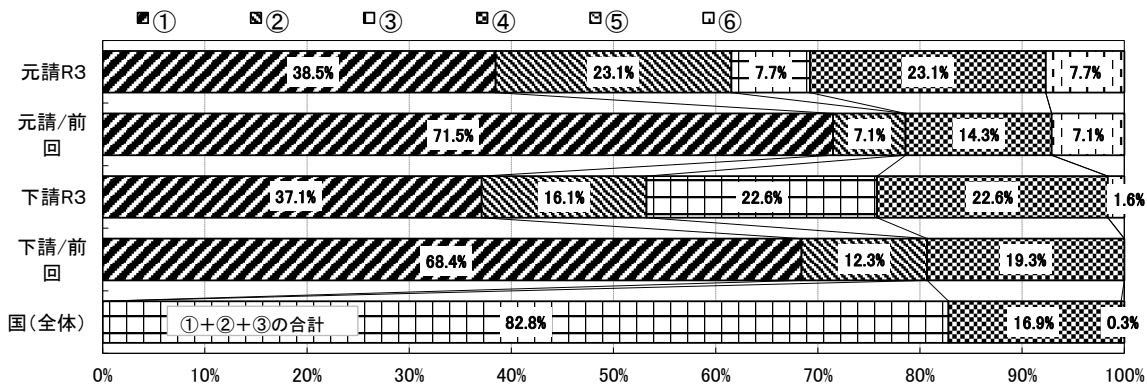
○なお、「賃金を引き下げた(予定含む)」とした回答はありませんでした。

#### ◆ 令和3年3月1日以降※の技能労働者の賃金について

※「前回」は平成31年3月以降

＜元請・下請の回答(択一回答)＞		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回		国(全体)
①	基本給や毎月の手当など、毎月の給与を引き上げた	5	38.5%	10	71.5%	23	37.1%	39	68.4%	82.8%
②	ボーナスや一時金など、不定期の給与を増やした	3	23.1%	1	7.1%	10	16.1%	7	12.3%	
③	①②どちらも引き上げた	1	7.7%			14	22.6%			16.9%
④	賃金水準を引き上げを行わなかった	3	23.1%	2	14.3%	14	22.6%	11	19.3%	
⑤	賃金水準を引き下げた									0.3%
⑥	無回答	1	7.7%	1	7.1%	1	1.6%			
	合計	13	100%	14	100%	62	100%	57	100%	100%

＜元請・下請の回答(択一回答)＞		一次下請/R3		一次下請/前回		二次下請以下/R3		二次下請以下/前回	
①	基本給や毎月の手当など、毎月の給与を引き上げた	17	35.4%	35	76.1%	6	42.9%	4	36.4%
②	ボーナスや一時金など、不定期の給与を増やした	8	16.7%	4	8.7%	2	14.3%	3	27.2%
③	①②どちらも引き上げた	12	25.0%			2	14.3%		
④	賃金水準を引き上げを行わなかった	10	20.8%	7	15.2%	4	28.6%	4	36.4%
⑤	賃金水準を引き下げた								
⑥	無回答	1	2.1%						
	合計	48	100%	46	100%	14	100%	11	100%



○賃金水準を引き上げた理由は、元請は、「公共工事設計労務単価が上昇したため」「引き上げなければ労働者が確保できない」「技能労働者の処遇を改善する必要があると考えたため」「業界全体の発展に必要と考えたため」（いずれも62.5%）の割合が高くなっています。  
 一方で、下請では「技能労働者の処遇を改善する必要があると考えたため」（53.2%）が最も高く、次いで「業績が好調で、以前よりも賃金に回せる資金を確保できるようになったため」（27.7%）、「業界全体の発展に必要と考えたため」（25.5%）、「公共工事設計労務単価が上昇したため」（23.4%）となっています。

○なお、国（全体）の調査と比べると、本市の調査と概ね同様の傾向となっています。

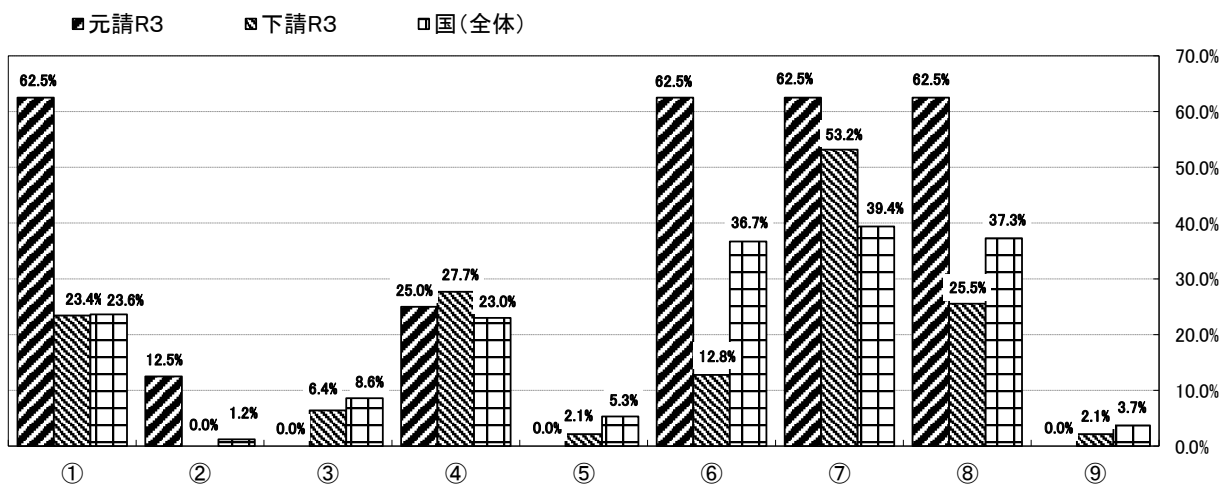
※国（全体）の調査は令和2年7月以降に賃金水準を引き上げた（引き上げる予定がある）理由を調査しているため、調査対象期間に差異があります。

◆ 令和3年3月1日以降、賃金水準を引き上げた理由

＜ 元請・下請の回答（複数回答） ＞		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回		国(全体)
①	公共工事設計労務単価が上昇したため	5	62.5%	6	54.5%	11	23.4%	17	37.0%	23.6%
②	所属建設業団体等の要請を受けたため	1	12.5%							1.2%
③	労務単価の上昇を反映した額で契約ができたため					3	6.4%	7	15.2%	8.6%
④	受注量が増えるなど、業績が好調で、以前よりも賃金に回せる資金を確保できるようになったため	2	25.0%			13	27.7%	16	34.8%	23.0%
⑤	労働者からの賃上げ交渉を受けたため					1	2.1%			5.3%
⑥	周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者が確保できないため	5	62.5%	6	54.5%	6	12.8%	17	37.0%	36.7%
⑦	技能労働者の技能と経験に応じて給与を引き上げ、技能労働者の処遇を改善する必要があると考えたため	5	62.5%			25	53.2%			39.4%
⑧	若者の入職促進など、業界全体の発展に必要と考えたため	5	62.5%	2	18.2%	12	25.5%	18	39.1%	37.3%
⑨	その他					1	2.1%	2	4.3%	3.7%

→⑨ 「その他」の内容【記述回答】

下請	社員の生活水準向上の為
----	-------------



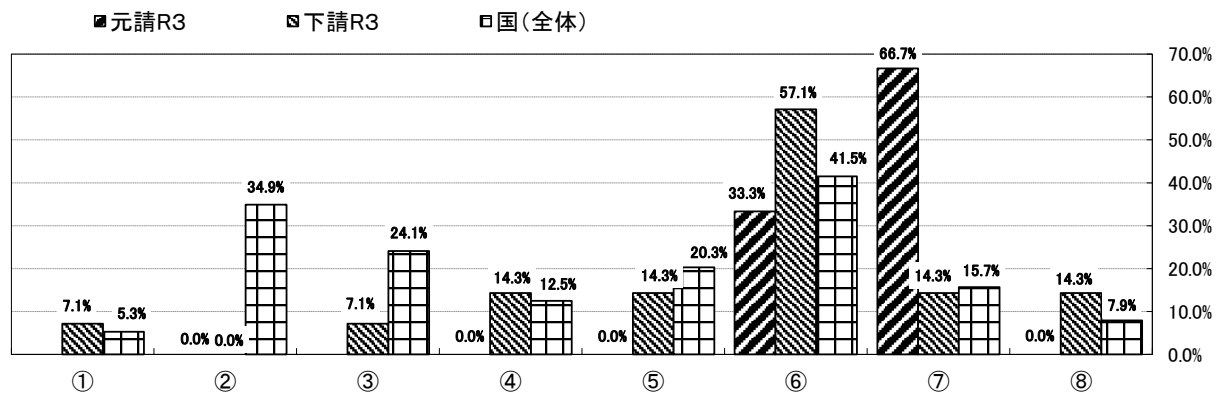
○一方で、賃金水準を引き上げなかった理由としては、元請では「既に相場よりも高い水準の賃金を支払っている」、下請では「経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れない」を挙げる割合が高くなっています。

◆ 令和3年3月1日以降、賃金水準を引き上げなかった理由

< 元請・下請の回答 (複数回答) >		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回		国(全体)
①	元請負人が労務費の引き上げに応じてくれなかったため					1	7.1%			5.3%
②	元請負人(民間業者を含む)から請け負った価格が低く、賃金引き上げの費用が捻出できなかったため			1	50.0%			1	9.1%	34.9%
③	受注者の立場では元請負人に賃金引き上げの費用を求めづらかったため					1	7.1%	1	9.1%	24.1%
④	赤字補填や建設機械の購入など他の用途に充当する必要があり、余裕がない					2	14.3%	3	27.3%	12.5%
⑤	他社との競争上賃金にコストをかけられない			2	100.0%	2	14.3%	3	27.3%	20.3%
⑥	経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れない	1	33.3%			8	57.1%	5	45.5%	41.5%
⑦	既に相場よりも高い水準の賃金を支払っている	2	66.7%			2	14.3%	2	18.2%	15.7%
⑧	その他					2	14.3%	1	9.1%	7.9%

⑧ 「その他」の内容 [記述回答]

下請	もともと賃金を高くしているため。5年前に大幅に引き上げた。 年齢構成により賃金引上げをしていない(高齢)。
----	--



■ 労務単価について

元請・下請業者が技能労働者に実際に支払った労務単価(1日8時間当たり)を職種別に調査したものです。単価は割増分や諸経費を除いた額とし、経験年数等により異なる単価を支払っている場合は平均額としています。

また、調査結果は、令和3年度公共工事設計労務単価を100%として、これに対する各業者が実際に支払った労務単価の割合を業者別、職種別に集計しています。

○技能労働者に対して支払った賃金について、元請では前回同様、回答があったすべての業者が適正な水準と考えているほか、下請では93.6%が適正な水準と考えており、前回(82.4%)より11.2ポイント増加しました。

◆ 技能労働者に対して支払った賃金について

< 元請・下請の回答 (択一回答) >		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回	
①	適正な水準と考えている	12	92.3%	13	92.9%	58	93.6%	47	82.4%
②	適正な水準と考えていない					2	3.2%	7	12.3%
③	無回答	1	7.7%	1	7.1%	2	3.2%	3	5.3%
	合計	13	100%	14	100%	62	100%	57	100%

<業者別>

令和3年度公共工事設計労務単価を100%として、各業者が支払った労務単価の割合に該当する業者の数を集計したものです。

○元請では「全ての職種で100%以上」が30.7%で最も高くなりました。下請では「90%未満の職種がある」が37.1%で最も高く、次いで「全ての職種で100%以上」が25.8%となりました。

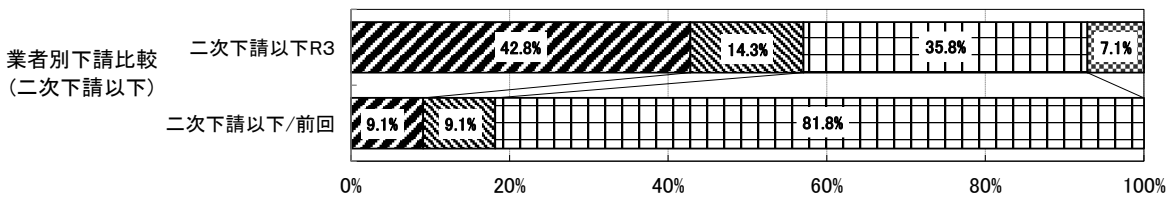
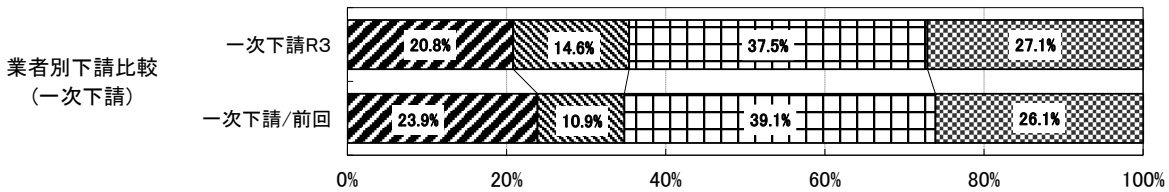
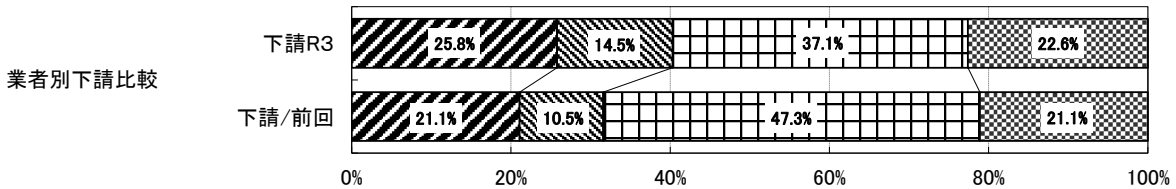
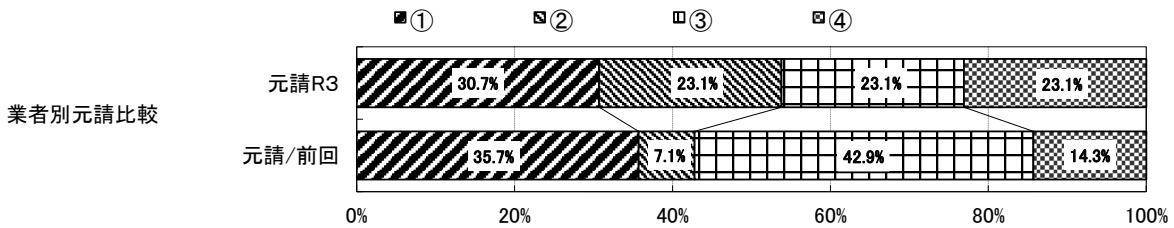
○前回と比べると、「90%未満の職種がある」が元請で19.8ポイント、下請で10.2ポイント減少しており、改善がみられました。

◆ 業者別 労務単価調査結果 ( 該当する業者の数 )

＜ 元請・下請の回答 ＞		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回	
①	全ての職種で100%以上	4	30.7%	5	35.7%	16	25.8%	12	21.1%
②	100%未満の職種がある	3	23.1%	1	7.1%	9	14.5%	6	10.5%
③	90%未満の職種がある	3	23.1%	6	42.9%	23	37.1%	27	47.3%
④	無回答	3	23.1%	2	14.3%	14	22.6%	12	21.1%
	合計	13	100%	14	100%	62	100%	57	100%

( 該当する業者の数 )

＜ 元請・下請の回答 ＞		一次下請/R3		一次下請/前回		二次下請以下/R3		二次下請以下/前回	
①	全ての職種で100%以上	10	20.8%	11	23.9%	6	42.8%	1	9.1%
②	100%未満の職種がある	7	14.6%	5	10.9%	2	14.3%	1	9.1%
③	90%未満の職種がある	18	37.5%	18	39.1%	5	35.8%	9	81.8%
④	無回答	13	27.1%	12	26.1%	1	7.1%		
	合計	48	100%	46	100%	14	100%	11	100%





＜職種別＞

令和3年度公共工事設計労務単価を100%として、各業者が支払った労務単価の割合に該当する職種の数を集計したものです。

○元請では「90%以上100%未満」の職種が37.5%と最も多く、「90%未満」は6.2%ありました。下請では「90%未満」の職種が60.0%と最も多く、次いで「90%以上100%未満」が35.0%でした。

○前回と比較すると、「100%以上」の職種の割合が元請で23.0ポイント増加、下請で12.3ポイント減少しています。

◆ 職種別 労務単価調査結果

( 該当する職種の数 )

※職種別の平均値でカウント

＜元請・下請の回答＞		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回	
①	120%以上	2	12.5%	2	7.4%			1	4.3%
②	110%以上120%未満			2	7.4%			1	4.3%
③	100%を超え110%未満	5	31.3%	1	3.7%	1	5.0%	2	8.7%
④	100%(二省単価と同額)	2	12.5%	4	14.8%				
⑤	90%以上100%未満	6	37.5%	13	48.2%	7	35.0%	8	34.9%
⑥	90%未満	1	6.2%	5	18.5%	12	60.0%	11	47.8%
	合計	16	100%	27	100%	20	100%	23	100%

( 該当する職種の数 )

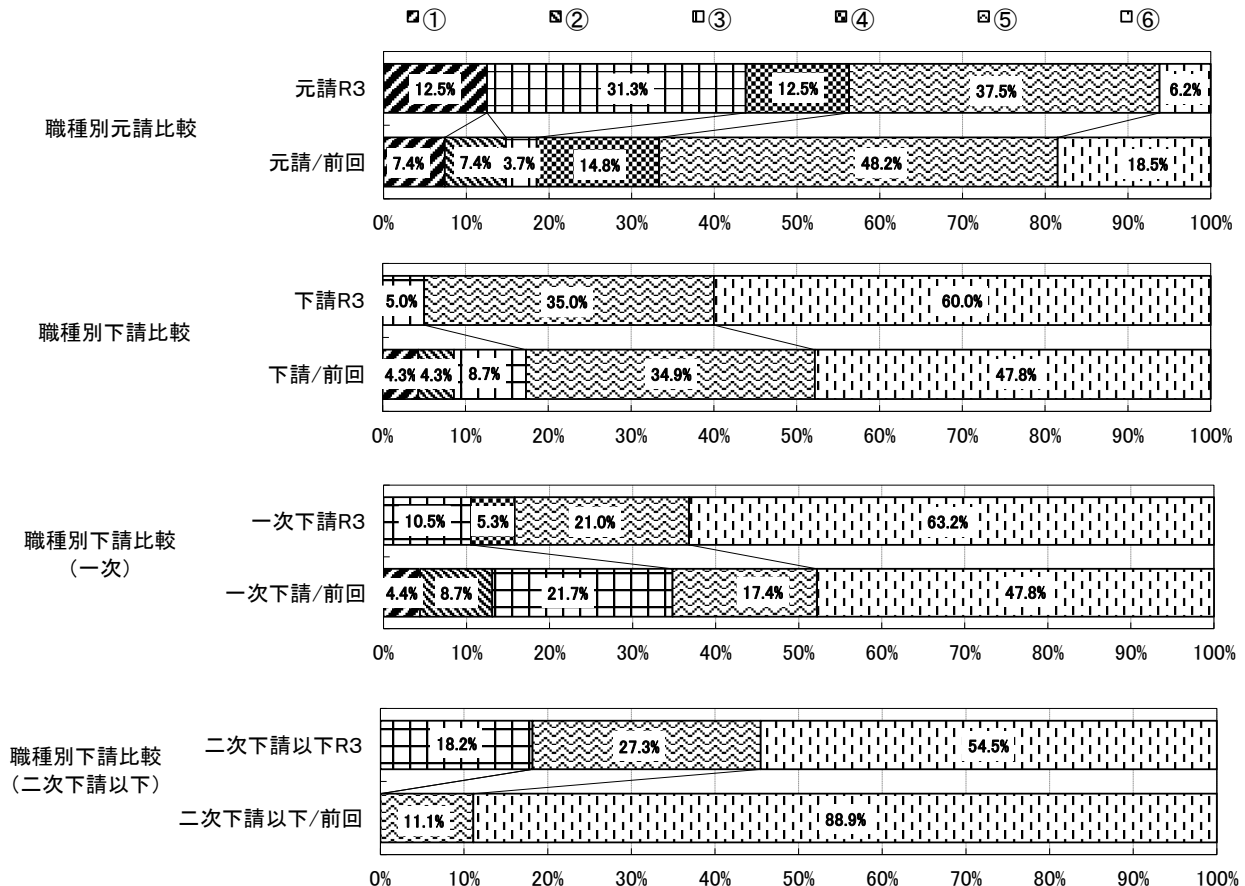
＜元請・下請の回答＞		一次下請/R3		一次下請/前回		二次下請以下/R3		二次下請以下/前回	
①	120%以上			1	4.4%				
②	110%以上120%未満			2	8.7%				
③	100%を超え110%未満	2	10.5%	5	21.7%	2	18.2%		
④	100%(二省単価と同額)	1	5.3%						
⑤	90%以上100%未満	4	21.0%	4	17.4%	3	27.3%	1	11.1%
⑥	90%未満	12	63.2%	11	47.8%	6	54.5%	8	88.9%
	合計	19	100%	23	100%	11	100%	9	100%

＜参考＞90%未満の職種

・元請 塗装工(70.8%)

・一次下請 特殊作業員(88.5%)、普通作業員(87.8%)、軽作業員(86.7%)、とび工(69.4%)、鉄筋工(74.4%)、塗装工(49.6%)、運転手(特殊)(76.4%)、運転手(一般)(88.4%)、型わく工(60.9%)、はつり工(83.0%)、溶接工(78.9%)、交通誘導員A(86.0%)

・二次下請 軽作業員(68.9%)、土木一般世話役(85.8%)、運転手(特殊)(81.8%)、大工(67.7%)、配管工(86.1%)、板金工(79.4%)



**<労務単価の認知>**

公共工事設計労務単価に関する認知等について集計したものです。

- 市の積算が公共工事設計労務単価に基づいていること、及び現在の労務単価の認知について調査したところ、元請では全ての業者が「知っている」と回答したものの、下請で市の積算が公共工事設計労務単価に基づいていることを知らないと回答した業者が11.3%、現在の労務単価を知らないと回答した業者が14.5%あり、知らないと回答した業者の割合は前回より若干増加しました。
- 公共工事設計労務単価を目安として「考えている」業者は、元請では84.7%、下請では80.6%となっており、目安として一定程度認識されていますが、そのとおり支払いをしていない割合は、前回よりも減少しているものの、元請で38.5%、下請で61.3%となっています。
- 公共工事設計労務単価で支払をしていない理由としては、元請、下請ともに「技能労働者の技能や経験により賃金・処遇を決めているため」が最も多くなっています。

**◆ 市積算が公共工事設計労務単価に基づいていることを知っているか**

< 元請・下請の回答(択一回答) >		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回	
①	知っている	12	92.3%	12	85.8%	54	87.1%	53	93.0%
②	知らない			1	7.1%	7	11.3%	3	5.2%
③	無回答	1	7.7%	1	7.1%	1	1.6%	1	1.8%
	合計	13	100%	14	100%	62	100%	57	100%

**◆ 現在の労務単価を概ね知っていたか**

< 元請・下請の回答(択一回答) >		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回	
①	知っていた	12	92.3%	12	85.8%	52	83.9%	52	91.2%
②	知らなかった			1	7.1%	9	14.5%	4	7.0%
③	無回答	1	7.7%	1	7.1%	1	1.6%	1	1.8%
	合計	13	100%	14	100%	62	100%	57	100%

**◆ 公共工事設計労務単価について、どのように考えているか**

< 元請・下請の回答(択一回答) >		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回	
①	目安として考えており、概ねそのとおり支払っている	6	46.2%	6	42.9%	24	38.7%	13	22.8%
②	目安として考えているが、そのとおりには支払っていない	5	38.5%	6	42.9%	26	41.9%	25	43.8%
③	目安として考えていない			1	7.1%	12	19.4%	18	31.6%
④	無回答	2	15.4%	1	7.1%			1	1.8%
	合計	13	100%	14	100%	62	100%	57	100%

**◆ 公共工事設計労務単価での支払をしていない理由**

< 元請・下請の回答(複数回答) >		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回	
①	公共工事設計労務単価が施工内容に比して高いため			3	37.5%	4	10.5%	3	7.0%
②	公共工事設計労務単価が施工内容に比して低いため					6	15.8%	8	18.6%
③	民間など他の受注工事の積算と均衡が取れないため	3	60.0%	5	62.5%	13	34.2%	26	60.5%
④	技能労働者の技能や経験により賃金・処遇を決めているため	5	100.0%			25	65.8%		
⑤	その他			1	12.5%	2	5.3%	5	11.6%
⑥	無回答					1	2.6%	3	7.0%
	合計	8		9		51		45	

## 《C・D 技能労働者への評価手法について(元請) 建設キャリアアップシステム(CCUS)について(下請)》

### ■技能労働者への評価手法、及び建設キャリアアップシステム(CCUS)への登録状況

登録基幹技能者など、高い技術を持つ技能労働者の評価・育成に向けた取り組みが求められています。帯広市では、総合評価落札方式において配置予定技術者の資格保有状況に応じた加点を行っているほか、一部工事において特定の技能を有する者の配置を要件としています。

また、建設キャリアアップシステム(CCUS)は、技能労働者が、技能・経験に応じて適切に処遇される建設業を目指して、資格や現場での就業履歴などを登録・蓄積し、能力評価につなげる仕組みであり、技能労働者の能力を客観的に評価することで、能力や経験に応じた処遇を適切に受けられる環境を整備することが目的の一つとされています。

○高い技能を持つ技能労働者を有することの評価手法(元請のみ)としては、「現状の評価方法でよい」という回答が一番多く、次いで「工事格付けにおける加点や上位格付での配置要件化」「技能を有する者の配置を要件とする工事の対象拡大」を期待するという回答が上位となりました。

○建設キャリアアップシステム(CCUS)への登録状況については「事業者登録をしている」「事業者登録及び技能者登録をしている」が、元請で61.5%、下請で53.2%となりました。

また、下請の19.3%が「登録するつもりはない」とし、その理由として「登録するメリットが少ないから」が83.4%となりました。

#### ◆ 高い技能を持つ技能労働者を有することの評価手法として、帯広市に期待すること。(元請のみ)

< 元請の回答(複数回答) >		元請/R3	
①	現状の評価方法でよい	8	61.5%
②	工事格付けにおける加点や上位格付での配置要件化	3	23.1%
③	総合評価落札方式における加点の拡大	1	7.7%
④	技能を有する者の配置を要件とする工事の対象拡大	3	23.1%
⑤	その他		
⑥	無回答		
	合計	15	

#### ◆ 建設キャリアアップシステムへの登録状況

< 元請の回答(択一回答) >		元請/R3		下請/R3	
①	事業者登録をしている	6	46.1%	10	16.1%
②	技能者登録をしている				
③	①②ともに登録している	2	15.4%	23	37.1%
④	今後登録を検討している	4	30.8%	12	19.4%
⑤	建設キャリアアップシステム(CCUS)を知らない			5	8.1%
⑥	登録するつもりはない	1	7.7%	12	19.3%
⑦	無回答				
	合計	13	100%	62	100%

#### ◆ 建設キャリアアップシステムへの登録を検討していない理由

< 元請の回答(択一回答) >		元請/R3		下請/R3	
①	経費がかかるから	1	100.0%	1	8.3%
②	登録するメリットが少ないから			10	83.4%
③	その他			1	8.3%
④	無回答				
	合計	1	100%	12	100%

## ◀ E 働き方改革への取組について(元請、下請、設計・測量) ▶

### ■働き方改革への取組状況

時間外労働の上限規制については、建設業においては、令和6年4月1日から適用されることとなっています。今回の調査では、大部分の業者が上限規制について知っており、上限規制以下まで縮減する取組を進めているか、これから取り組む予定としています。

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止についても、大部分の業者が禁止されたことを知っており、不合理な待遇差がなく、対応の必要がないとの回答でした。しかし、下請では、不合理な待遇差が禁止されたことに関して、8.1%が知らなかったほか、知っていても対応について未定とする業者が3.5%となっています。

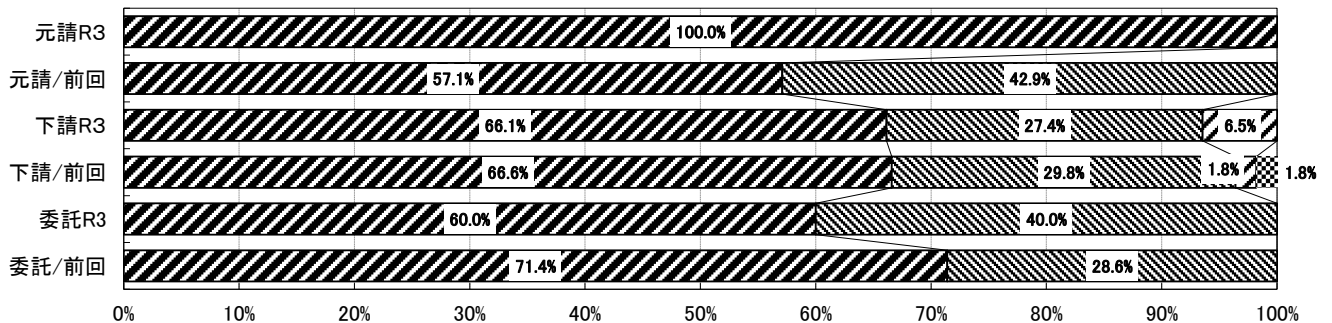
年次有給休暇の付与・取得の義務付けについても、大部分の業者が義務付けについて知っており、有給休暇の取得が進むよう、すでに取り組んでいます。また、本市の留意事項文書で要請している、継続雇用期間が6か月未満の季節労働者への有給休暇の付与についても、対象となる季節労働者がいる場合には、大部分の業者で付与していました。

働き方改革を進めていく上での市への要望としては、余裕のある工期の設定をはじめとする工期の設定に関するものや、工事成果品の簡素化に関する意見等がありました。

### ◆ 時間外労働の上限規制について

< 元請・下請・委託の回答 (択一回答) >		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回		設計・測量/R3		設計・測量/前回	
①	規制の内容を知っており、対応方法も把握	13	100.0%	8	57.1%	41	66.1%	38	66.6%	3	60.0%	5	71.4%
②	規制の内容を知っているが、対応方法まで把握していない			6	42.9%	17	27.4%	17	29.8%	2	40.0%	2	28.6%
③	規制されることを知らなかった					4	6.5%		1.8%				
④	無回答							1	1.8%				
	合計	13	100%	14	100%	62	100%	57	100%	5	100%	7	100%

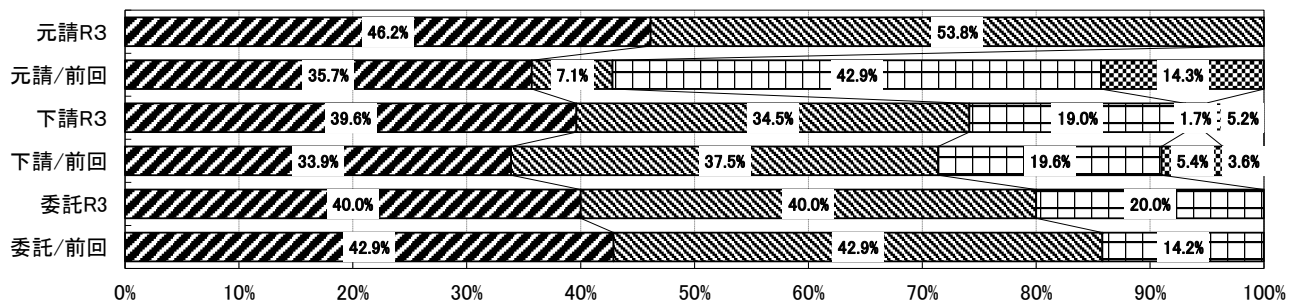
■① ▨② □③ ◻④



### ◆ 法改正への対応状況

< 元請・下請・委託の回答 (択一回答) >		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回		設計・測量/R3		設計・測量/前回	
①	既に上限規制以下で、対応の必要なし	6	46.2%	5	35.7%	23	39.6%	19	33.9%	2	40.0%	3	42.9%
②	上限規制以下まで縮減するよう改善に取り組んでいる	7	53.8%	1	7.1%	20	34.5%	21	37.5%	2	40.0%	3	42.9%
③	上限規制以下まで縮減するようこれから改善に取り組む			6	42.9%	11	19.0%	11	19.6%	1	20.0%	1	14.2%
④	対応について未定			2	14.3%	1	1.7%	3	5.4%				
⑤	無回答					3	5.2%	2	3.6%				
	合計	13	100%	14	100%	58	100%	56	100%	5	100%	7	100%

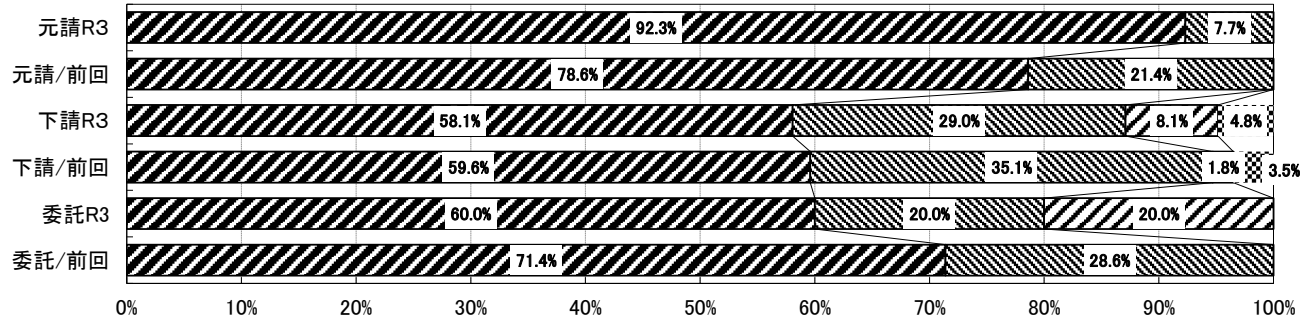
■① ▨② □③ ◻④ ◻⑤



◆ 不合理な待遇差の禁止について

< 元請・下請・委託の回答 (択一回答) >		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回		設計・測量/R3		設計・測量/前回	
①	禁止された内容を知っており、対応方法も把握	12	92.3%	11	78.6%	36	58.1%	34	59.6%	3	60.0%	5	71.4%
②	禁止されたことを知っているが、対応方法まで把握していない	1	7.7%	3	21.4%	18	29.0%	20	35.1%	1	20.0%	2	28.6%
③	禁止されたことを知らなかった					5	8.1%	1	1.8%	1	20.0%		
④	無回答					3	4.8%	2	3.5%				
	合計	13	100%	14	100%	62	100%	57	100%	5	100%	7	100%

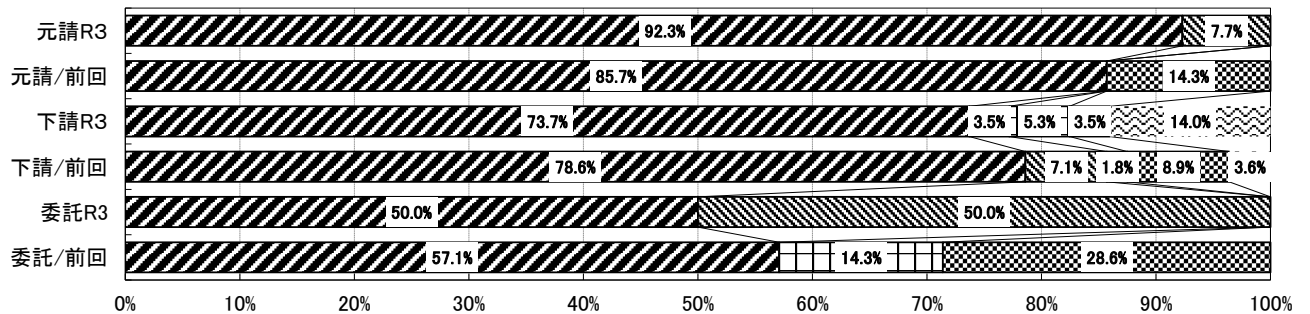
■① ▨② □③ ※④



◆ 法改正への対応状況

< 元請・下請・委託の回答 (択一回答) >		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回		設計・測量/R3		設計・測量/前回	
①	不合理な待遇差はなく、対応の必要なし	12	92.3%	12	85.7%	42	73.7%	44	78.6%	2	50.0%	4	57.1%
②	不合理な待遇差があるので、改善に取り組んでいる	1	7.7%			2	3.5%	4	7.1%	2	50.0%		
③	不合理な待遇差があるので、これから改善に取り組む					3	5.3%	1	1.8%			1	14.3%
④	対応について未定			2	14.3%	2	3.5%	5	8.9%			2	28.6%
⑤	無回答					8	14.0%	2	3.6%				
	合計	13	100%	14	100%	57	100%	56	100%	4	100%	7	100%

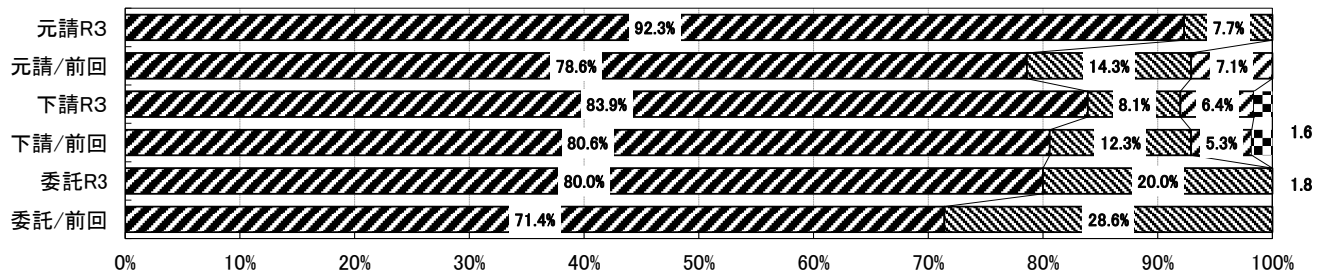
■① ▨② □③ ▨④ ※⑤



◆ 年次有給休暇の付与・取得の義務付けについて

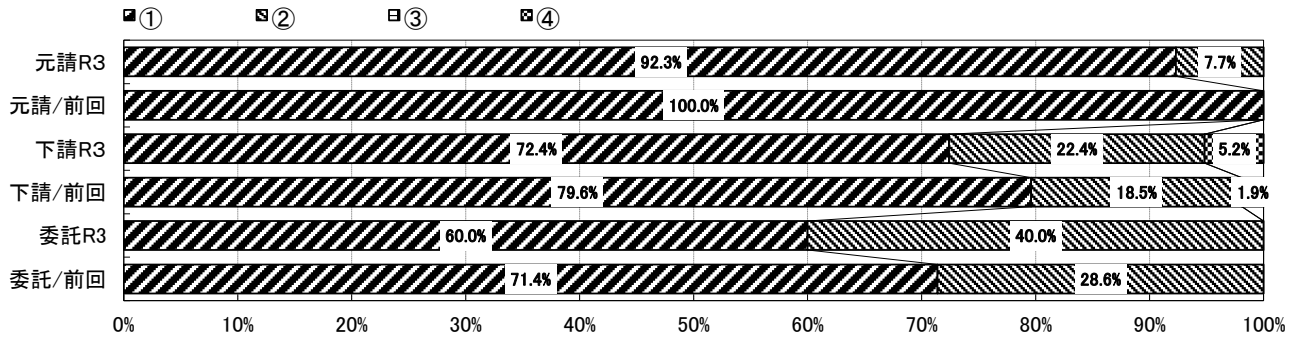
< 元請・下請・委託の回答 (択一回答) >		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回		設計・測量/R3		設計・測量/前回	
①	義務付けられた内容を知っており、対応方法も把握	12	92.3%	11	78.6%	52	83.9%	46	80.6%	4	80.0%	5	71.4%
②	義務付けられたことを知っているが、対応方法まで把握していない	1	7.7%	2	14.3%	5	8.1%	7	12.3%	1	20.0%	2	28.6%
③	義務付けられたことを知らなかった			1	7.1%	4	6.4%	3	5.3%				
④	無回答					1	1.6%	1	1.8%				
	合計	13	100%	14	100%	62	100%	57	100%	5	100%	7	100%

■① ▨② □③ ▨④



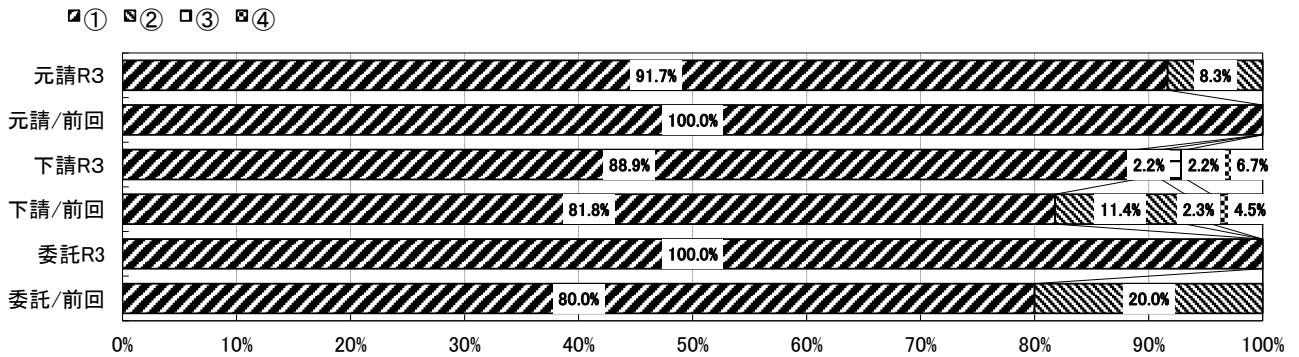
◆ 年5日の有給休暇取得が必要な対象者の有無

< 元請・下請・委託の回答 (択一回答) >		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回		設計・測量/R3		設計・測量/前回	
①	いる	12	92.3%	13	100.0%	42	72.4%	43	79.6%	3	60.0%	5	71.4%
②	いない	1	7.7%			13	22.4%	10	18.5%	2	40.0%	2	28.6%
③	把握していない												
④	無回答					3	5.2%	1	1.9%				
	合計	13	100%	13	100%	58	100%	54	100%	5	100%	7	100%



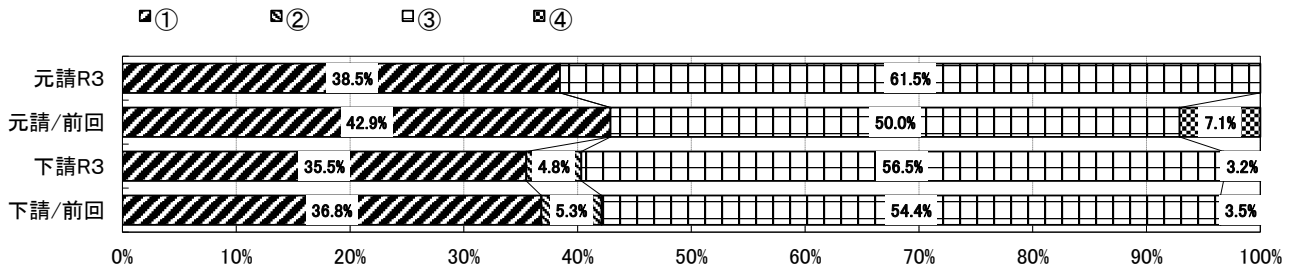
◆ 対象者への対応状況

< 元請・下請・委託の回答 (択一回答) >		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回		設計・測量/R3		設計・測量/前回	
①	有給休暇取得が進むよう取り組んでいる	11	91.7%	13	100.0%	40	88.9%	36	81.8%	3	100.0%	4	80.0%
②	有給休暇取得が進んでいないため、これから改善に取り組む	1	8.3%			1	2.2%	5	11.4%			1	20.0%
③	対応について未定					1	2.2%	1	2.3%				
④	無回答					3	6.7%	2	4.5%				
	合計	12	100%	13	100%	45	100%	44	100%	3	100%	5	100%



◆ 留意事項文書での季節労働者への要請の対応状況

< 元請・下請の回答 (択一回答) >		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回	
①	要請以上の有給休暇を付与した	5	38.5%	6	42.9%	22	35.5%	21	36.8%
②	要請されている日数分の有給休暇を付与しなかった					3	4.8%	3	5.3%
③	対象となる季節労働者がいない	8	61.5%	7	50.0%	35	56.5%	31	54.4%
④	無回答			1	7.1%	2	3.2%	2	3.5%
	合計	13	100%	14	100%	62	100%	57	100%



② 「要請されている日数分の有給休暇を付与しなかった」理由 [記述回答]

下請	会社の経営上、対応できない状況です。 アルバイトの人は多忙な時に頼むため。
----	--

◆ 働き方改革を推進していくうえでの市への要望

元請	完成成果品の作成に時間がかかるので書類の簡素化を進めてほしい。 分離発注を進める。技能者への賃金アップとキャリアシステム向上のため。 冬期間への仕事への配分。
下請	職人の確保方法はどうすればよいでしょうか。
	現場の職人不足が深刻化する中、工期の設定を長めにしてほしい。
	週休2日の取り組みを下請にも要請するのであれば、下請に対する経費も明確にするべき。
	余裕のある工期設定 土日や夜間作業にならないよう官庁から促してほしい。 繁忙期は業界全体で人手不足なのでICT活用工事やゼロ市債工事の増加を進めて頂ければ、働き方改革の推進につながりますので、引き続きよろしく お願い致します。

◀ F 工事発注の平準化について(元請、下請) ▶

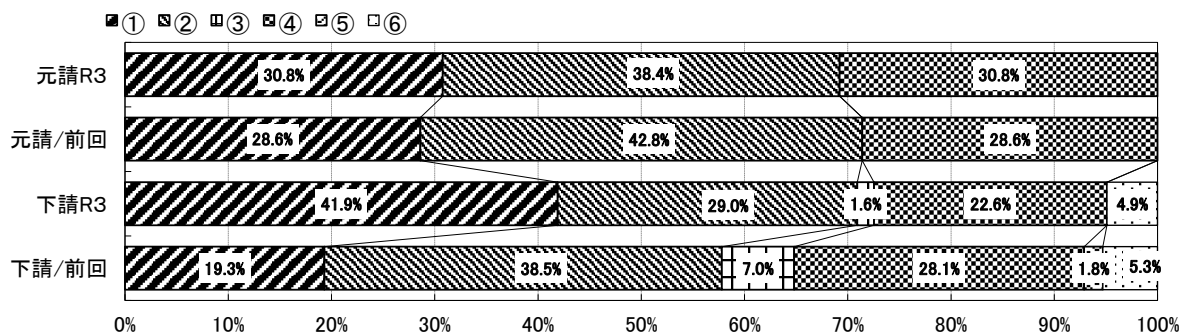
■ 工事発注の平準化に関する評価・要望

帯広市では、ゼロ市債工事の発注量を毎年、一定量確保するほか、通常予算の執行も早期発注に努め、発注時期の平準化を図ってきています。

発注平準化の必要性について、「概ね平準化されており、このまま継続してほしい」の割合が前回と比較して増加しましたが、元請・下請ともに、「早期発注を更に増やしてほしい」「余裕期間制度など柔軟な工期が設定できる制度を導入してほしい」との声もあることから、引き続き平準化への取り組みが求められています。

◆ 発注の平準化の取り組みについて

＜ 元請・下請の回答（択一回答） ＞		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回	
①	概ね平準化されており、このまま継続してほしい	4	30.8%	4	28.6%	26	41.9%	11	19.3%
②	早期発注を更に増やしてほしい	5	38.4%	6	42.8%	18	29.0%	22	38.5%
③	早期発注ではなく、秋季の工事を増やしてほしい					1	1.6%	4	7.0%
④	余裕期間制度など柔軟な工期設定できる制度	4	30.8%	4	28.6%	14	22.6%	16	28.1%
⑤	その他							1	1.8%
⑥	無回答					3	4.9%	3	5.3%
	合計	13	100%	14	100%	62	100%	57	100%



◆ 帯広市の工事発注の平準化への意見【記述回答】

元請	平準化は市内の業者にとってありがたいので、今後も継続願います。
下請	平準化によって特定の業者等による偏った受注にならないよう留意してほしい。
	他の発注機関の工事時期を考えても、早期発注が平準化のカギになるかと思います。

## 《 G 情報通信技術(ICT)の活用について(元請、下請、設計・測量) 》

### ■電子入札導入の意向について

帯広市は現在、電子入札や電子申請を導入していませんが、今後の導入の必要性について参考とするため、調査しています。

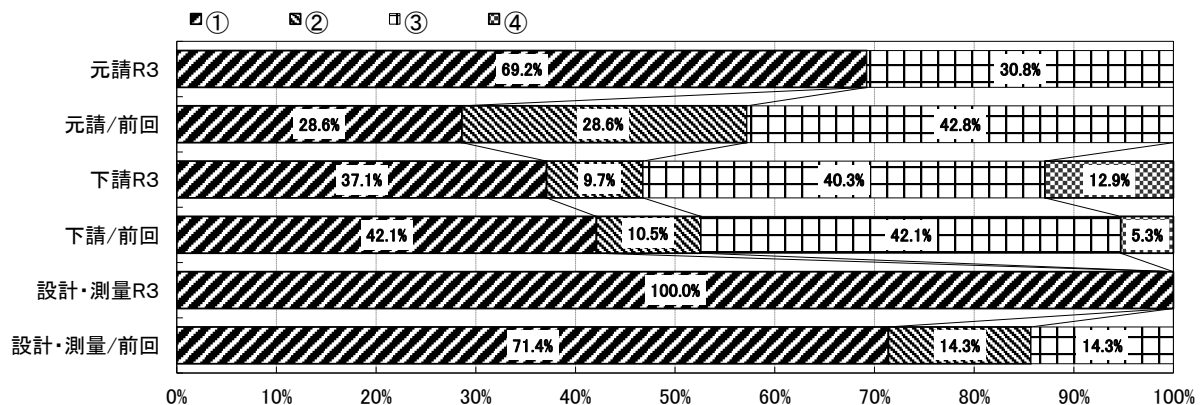
今回の調査では、元請では69.2%の業者が、設計・測量では全ての業者が、電子入札を「導入すべき」とし、大きく増加しましたが、下請では37.1%となっています。

「導入すべきでない」と考える理由は、「操作ミスへの懸念」及び「経費がかかるため」がそれぞれ33.3%となっています。

電子申請については、全ての元請と設計・測量業者で「利用する」とした一方、下請では61.3%となっています。

#### ◆ 電子入札に対する考え

< 元請・下請・設計の回答 (択一回答) >		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回		設計・測量/R3		設計・測量/前回	
①	導入すべき	9	69.2%	4	28.6%	23	37.1%	24	42.1%	5	100.0%	5	71.4%
②	導入すべきでない			4	28.6%	6	9.7%	6	10.5%			1	14.3%
③	どちらでもよい	4	30.8%	6	42.8%	25	40.3%	24	42.1%			1	14.3%
④	無回答					8	12.9%	3	5.3%				
	合計	13	100%	14	100%	62	100%	57	100%	5	100%	7	100%



#### ◆ 電子入札を導入すべきでないとする理由

< 元請・下請・設計の回答 (複数回答) >		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回		設計・測量/R3		設計・測量/前回	
①	経費がかかるため			1	25.0%	2	33.3%	3	49.9%			1	100.0%
②	操作ミスが懸念されるため			2	50.0%	2	33.3%	1	16.7%				
③	対応できる人材を確保できないため					1	16.7%	1	16.7%				
④	その他			1	25.0%	1	16.7%	1	16.7%				
⑤	無回答												
	合計			4	100%	6	100%	6	100%			1	100%

#### ④ 「その他」の内容 [記述回答]

下請 道の電子入札で使用しているICカードと共通であればOKです。

#### ◆ 電子申請を利用するか

< 元請・下請・設計の回答 (択一回答) >		元請/R3		元請/前回		下請/R3		下請/前回		設計・測量/R3		設計・測量/前回	
①	利用する	13	100.0%	11	78.6%	38	61.3%	31	54.4%	5	100.0%	11	78.6%
②	利用しない			3	21.4%	17	27.4%	21	36.8%			3	21.4%
③	無回答					7	11.3%	5	8.8%				
	合計	13	100%	14	100%	62	100%	57	100%	5	100%	14	100%

#### ◆ 情報通信技術を活用した生産性向上において、市への要望

元請	入札関係書類作成手間の削減、入札業務の効率化、透明性の向上等があるので、電子入札を少しでも早く導入して欲しい。 閲覧及び開示が早くなるので、発注側(市)、受注側双方にメリットがあると思いますので、是非進めてほしいと思います。
下請	ICT建設機械活用工事を進めて欲しい。 申請方法、利用方法の指導会勉強会を開くことを希望する。
委託	電子入札導入検討とあわせ、国では一部導入済みである電子契約についても導入の検討をお願いします。



## ◀ H 技術・社会的要素による評価手法について(元請のみ) ▶

### ■技術・社会的要素による評価手法に関する評価・要望

帯広市が発注する建設工事のうち、5工種（土木一式・建築一式・電気・管・舗装）では、競争入札参加資格審査申請（いわゆる指名願い）において、等級格付を行っています。この格付は、経営事項審査による客観点と、地域貢献企業を優遇する発注者別評価点の合計点を基準としています。

また、一般競争入札を総合評価（落札）方式で実施する場合、当該工事の特性に応じて入札案件毎に技術提案や地域貢献等の評価項目を定め、落札者の決定に用いています。

技術・社会的要素の評価手法について、「十分な評価が行われている」とする元請が84.6%となっていますが、改善が必要と回答した業者からは、「総合評価落札方式における加点の見直し」を求める声がありました。

#### ◆ 帯広市の技術・社会的要素が認められる企業に対する評価の取り組みをどう思うか。

< 元請の回答（択一回答） >		元請/R3		元請/前回	
①	十分な評価が行われている	11	84.6%	13	92.9%
②	評価が不十分だ			1	7.1%
③	評価が過少または、過大であり、改善が必要	2	15.4%		
④	無回答				
合計		13	100%	14	100%

#### ◆ 技術・社会的要素が認められる企業に対する評価手法として望む取組み

< 元請の回答（複数回答） >		元請/R3		元請/前回	
①	工事格付における加点の拡大や評価項目の拡充				
②	工事格付における加点の縮小や評価項目の削減				
③	総合評価落札方式における加点の拡大や評価項目の拡充	1	50.0%		
④	総合評価落札方式における加点の縮小や評価項目の削減	2	100.0%		
⑤	総合評価落札方式による工事の発注増			1	50.0%
⑥	技術・社会的要素が認められる企業のみに限定了入札の実施			1	50.0%
	その他				

#### ◆ 評価点の拡大や縮小、新たに評価対象に加えるべき項目や削減すべき項目等

元請	直近2年では評価件数が少ないのでは。 配点の見直し。 工事格付はすべての業者にすべき(仕上げ業者)。
----	--

## ◀ I 同日落札数制限方式について(元請、設計・測量) ▶

帯広市では、平成30年度より地元企業の受注機会の確保や過大受注による品質低下の防止を目的として、同日落札数制限方式を導入しています。

同日落札数制限方式：同一日に、同一の工種（業種）かつ同日の等級の入札が複数あるときに、予定価格が高い順に入札を進め、1番目に開札した案件で落札者となったものは、2番目以降の案件の入札書を無効とみなすことで、落札数を制限する方法

○大部分の業者が、「現行の運用のままでよい」という回答でしたが、「さらに手持ち工事（業務）数や年間受注件数の制限を導入するべき」との意見もありました。

### ◆ 受注機会の確保等や過大受注による品質低下の防止として、さらに落札数の制限を拡大するべきか

＜ 元請の回答（複数回答） ＞		元請/R3		設計・測量/R3	
①	現行の同日落札数制限方式の運用のままでよい	12	92.3%	4	80.0%
②	同日落札数制限方式の適用工事(業務)の条件を緩和するべき				
③	さらに手持ち工事(業務)数や年間受注件数の制限を導入するべき			1	20.0%
④	その他				
⑤	特になし	1	7.7%		
⑥	無回答				

### ◆ 受注機会の確保及び過大受注防止に関するご意見・ご提言等

元請	受注が偏らないように、同日落札数制限方式のままでよいかと思います。
設計・測量	プロポーザル及びコンペ等を希望(提案型)(※物件によりますが・・・)。

## ◀ J 週休2日モデル工事について(元請) ▶

帯広市では、建設現場における働き方改革推進の取り組みの一環として、令和元年度より週休2日モデル工事を試行しています。

週休2日モデル工事：対象期間において4週8休以上の現場閉所を行う工事（帯広市では、例年2～3件実施）

○建設現場における週休2日を推進する取り組みとして、「週休2日モデル工事を拡大させるべき」が46.1%、「現場閉所が困難であるため、週休2日交代制モデルを導入するべき」が38.5%となり、さらなる取り組みを求める声が挙がっています。特に、建築系工種で、「現場閉所が困難であるため、週休2日交代制モデル導入するべき」が75.0%となり、他の工種より週休2日交代制モデルを求める意見の割合が大きくなりました。

○「週休2日交代制モデル工事を導入するべき」と回答した理由については、「天候に左右されるため」「工事内容の特性上完全閉所できないケースがある」が挙げられました。

### ◆ 建設現場における週休2日を推進する取り組みとして何が必要と考えますか。

＜ 元請の回答（択一回答） ＞		元請/R3		土木系R3		建築系R3		電気・設備系R3	
①	週休2日モデル工事の対象を拡大させるべき	6	46.1%	4	57.1%	1	25.0%	1	50.0%
②	現場閉所が困難であるため、週休2日交代制モデル工事を導入するべき	5	38.5%	2	28.6%	3	75.0%		
③	①・②ともに実施するべき								
④	現状のままでよい	2	15.4%	1	14.3%			1	50.0%
⑤	その他								
⑥	無回答								
	合計	13	100%	7	100%	4	100%	2	100%

### ◆ 週休2日モデル工事の対象を拡大させるべきと回答した理由

土木系	働き方改革をより推し進めるため。 働き方改革を進めるためには必要と考えます。
建築系	技能者不足と建設業の魅力を増やすため。

### ◆ 週休2日交代制モデル工事を導入するべきと回答した理由

土木系	天候に左右されるので交代制モデルの方を導入すべきだと思います。
建築系	工事内容により土曜日に休日を取ることが出来ない場合があるため。 建築工事の特性上、完全に現場閉所にできないケースも多いが、労働時間短縮に向けての取り組みが必要であるため。

### ◆ 現状のままでよいと回答した理由

電気・設備系	工事従業者がすべて身内で他人様使用していないため。
--------	---------------------------

## ◀ K 留意文書及びポスターについて(下請のみ) ▶

帯広市では、適正な工事施工に係る留意事項をまとめた文書（留意事項文書）を契約時に元請に配付し、市発注工事における元請・下請の適正化等を要請するとともに、技能労働者への適切な賃金水準の確保などを目的として、元請に対し、工事現場での周知ポスターの掲示や、下請への留意事項文書の配付をお願いしています。

留意事項文書を「配付されていない」は19.3%、工事現場で周知ポスターが掲示されているのを「見えない」は8.1%となり、それぞれ前回よりも改善されています。

### ◆ 元請業者より、留意文書を配付されたか(下請のみ)

< 下請の回答 (択一回答) >		下請/R3		一次下請		二次下請以降		下請/前回	
①	配付された	43	69.4%	35	72.9%	8	57.2%	31	54.4%
②	配付されていない	12	19.3%	7	14.6%	5	35.7%	15	26.3%
③	無回答	7	11.3%	6	12.5%	1	7.1%	11	19.3%
	合計	62	100%	48	100%	14	100%	57	100%

### ◆ 工事現場で周知ポスターが掲示されているのを見たか(下請のみ)

< 下請の回答 (択一回答) >		下請/R3		一次下請		二次下請以降		下請/前回	
①	見た	50	80.6%	38	79.2%	12	85.7%	43	75.4%
②	見ていない	5	8.1%	3	6.2%	2	14.3%	11	19.3%
③	無回答	7	11.3%	7	14.6%			3	5.3%
	合計	62	100.0%	48	100%	14	100%	57	100.0%

## ◀ L 下請契約に関する要望について(下請のみ) ▶

今後の元請・下請適正化指導の参考とするため、下請を対象に元請への要望や帯広市（発注者）に指導を望む項目等について調査をしたところ、以下のような回答がありました。

### ◆ 下請契約に関する要望【記述回答】

下請	請負金額のアップを望みます。
----	----------------

## ◀ M 帯広市の入札制度への意見等 ▶

### ◆ 帯広市入札制度への意見【記述回答】

元請	電子入札を進めて頂きたい。 工事の入札(塗装)を増やしてほしい(特に冬場)。塗装工事にも経営審査事項の評点を入札参加に加えてほしい。基幹技能士を常駐すること。 郵便入札に不安を感じる時があります。最近、郵便の不祥事が増えてきている。持参でも対応できるポスト等があると安心です。
下請	公共工事の提出書類はもっと簡素化できないものでしょうか。事務手数量の多さに参ってしまいます。 個人事業主にも入札制度があればありがたい。
設計・測量	事務手続きの軽減の為早期の電子入札導入を希望します。